

申請ガイド

目次

	カテコリー別の申請050
ULの事業概要 004	無線試験サービス
	Bluetoothロゴ認証サービス
第一章	Qiマーク認証サービス
製品安全試験認証サービス 005	SAR試験サービス
	自動車EMC Eマーキング認可取得サービス
UL認証サービス 006	車載機器EMCサービス
リスティング・マーク	医療機器EMC試験サービス
レコグナイズド・コンポーネント・マーク	微弱無線設備登録制度「微弱無線適合マーク
クラシフィケーション・マーク	(ELP マーク) 」 サービス
エンハンストULマーク	ミリ波無線試験サービス
予備評価サービス010	Carrier Acceptance Test (CAT) サービス
プレサーティフィケーションサービス、	測定機器校正サービス
認証要求の事前調査010	地域・国別の申請063
フィールド・エバリュエーション(現地評価)	日本-VCCI試験サービス
サービス011	日本-国内無線機器登録証明サービス
ラボラトリーサービス013	米国・カナダ- FCC / ISED TCB / FCB申請サービス
評価レポート発行サービス015	欧州-CEマーキング適合支援サービス
米国FDA CDRH Laser Product Report	(EMC指令·RE指令)
作成支援サービス016	オーストラリア・ニュージーランド
CBスキームに基づく国際認証サービス018	-RCMマーク試験サービス
地域・国別製品安全認証サービス019	韓国-KCマーク
欧州-CEマーキング、UL-EUマーク、UL-GSマーク、Dマーク	各国電波法認可取得支援サービス
日本-UL-JPマーク、Sマーク、PSEマーク、PSCマーク	
中国-CCCマーク	第三章
韓国-KCマーク (旧ekマーク)	医療機器関連サービス075
台湾-BSMIマーク	
シンガポール-Safetyマーク	生物学的安全性試験•
ロシア・ベラルーシ・カザフスタン-EACマーク	生体適合性試験サービス (ISO 10993)076
ブラジル-UL-BR INMETROマーク	ヒューマンファクターズ/ユーザビリティエンジニ
メキシコ-UL-MX NOMマーク	アリング (HFE/UE) サービス076
アルゼンチン-UL-AR Sマーク	FDA査察対応オンライントレーニング
オーストラリア・ニュージーランド-UL NZ認証	(ComplianceWire®) サービス077
	米国市場参入支援サービス077
第二章	海外認証および申請支援サービス078
EMC/無線関連サービス049	品質マネジメントシステム審査・
	登録サービス (ISO 13485)078



章

第

予

語

第四章	主なページの記載内容
環境関連サービス079	CBインテグレーション
	フォローアップサービス (工場検査)106
環境性能検証サービス080	FUStart (ファスタート)
環境製品認証サービス082	初回ロット検査 (IPI)
揮発性有機化合物 (VOC) の	バリエーション・ノーティス (VN)
測定、GREENGUARD認証サービス 084	オーソライズド(登録)
企業の持続可能性指数サービス086	ラベルサプライヤー・プログラム109
米国ENERGY STAR®	ラベルデザインの承認
エネルギー効率認証サービス088	初めて登録ラベルサプライヤーにラベルを発注する
	場合
第五章	2度目以降に登録ラベルサプライヤーにラベルを
化学製品情報サービス089	発注する場合
	エンハンストULマークの承認
WERCS (ワークス)090	お客様用オンラインサービス 111
PROSPECTOR® (プロスペクター)091	myUL™
	UL Product iQ™
UL申請で役立つ予備知識093	UL iQ™ データベース
	MarksHub
申請者、登録者、製造者とは094	規格情報サイト
オルタネイト/マルチプル・	UL規格提供サイト
リスティング・プログラム094	UL規格販売サイト
オルタネイト・リスティング・プログラム(代理登録)	
マルチプル・リスティング・プログラム	用語集 115
(他社ブランド登録)	
サービス契約書095	(株)UL Japan事業所案内137
予納金096	
適合性評価終了時に発行される	
お客様への通知096	
完了通知およびULマーク使用許可書	
IPIアデンダム	
請求書 (インボイス) の発行・お支払い097	
New Work (認証申請) 費	
フォローアップサービス費	
UL認証時にお客様に送付される書類098	
ULレポートとフォローアップサービス・プロシージャ	
ULレポート	

第四音

フォローアップサービス・プロシージャ



まえがき

お客様へ

当冊子は、ULへの製品安全認証やEMC/無線測定などの各種で申請を株式会社UL Japanを通じて行うお客様が、よりスムーズに業務を推進していただくことを願って編纂されたものです。

製品安全規制や諸々の技術要求基準は複雑多岐にわたるのみならず、お客様が製品の市場導入を計画される国/地域による違いもあります。そして市場からはますます短期のサイクルでの製品開発・出荷が求められています。ULでは、お客様のご申請に関わる情報収集にはじまり、認証取得などの目標成果達成までのプロジェクトが円滑に進み、期待以上の価値を創りだしますように努力いたしております。この冊子をその一助として、ご利用いただければ幸いです。

2017年6月 株式会社UL Japan 「申請ガイド」 編集チーム

ULの事業概要

ULは、科学の活用によって安全、セキュリティ、サステナビリティ(持続可能性)における課題を解決し、世界中の人々のために安全な生活/職場環境を推進します。ULマークがもたらす信頼が、先進的製品及び技術の安全な導入を可能にします。ULのスタッフは世界をより安全な場所にするという情熱を共有しています。その提供サービスは、試験・検査・監査・認証・検証・アドバイザリー/トレーニング・サービスなど多岐にわたります。また、安全とサステナビリティに関するソフトウェア・ソリューションを提供することで、これらの活動を支援しています。

株式会社ULJapanは、ULの日本法人として、2003年に設立されました。現在、ULのグローバル・ネットワークを活用し、北米のULマークのみならず、日本の電気用品安全法に基づく安全・EMC認証のSマークをはじめ、欧州、中国市場向けの製品に必要とされる認証マークの適合性評価サービスや各国電波法認証などを提供しています。

詳細はウェブサイト(UL.com/ip)をご覧ください。





第一章 製品安全試験認証サービス

ULは世界に認められた信頼性の高い第三者製品認証機関として、ULマークのみならず、世界各国の安全認証マークを取得していただくための試験やお客様のご要望に沿った試験を実施し、安全性のさらなる向上とお客様の世界市場への進出をサポートいたします。

各サービスの詳細については、下記までお問い合わせください。

株式会社 UL Japan カスタマーサービス

T: 03-5293-6200

E: customerservice.jp@ul.com

UL 認証サービス

UL 認証には現在、リスティング、コンポーネント・レコグニション、クラシフィケーションという3種類の認証があります。

リスティング・マーク

リスティング・マークは一般的に最終製品につけられるマークで、その製品サンプルが UL 安全規格に基づいた試験を受け、UL の要求事項を満たしている場合にその使用が許可されます。



レコグナイズド・コンポーネント・マーク

レコグナイズド・コンポーネント・マークは、単体では機能 しない、あるいはその機能が制限されているコンポーネント (部品・材料)に対する UL の認証マークです。これらの



コンポーネントは最終製品である UL リステッド製品に使用されますが、電源やモーターなど更に別の 部品に使用される場合もあります。プラスチック、ワイヤ、プリント配線板など多岐にわたる部品・ 材料がこのサービスの対象になっています。

これらのレコグナイズド・コンポーネントには、Conditions of Acceptability (部品使用許可条件) が定められており、これを考慮して最終製品に組み込んだり、使用する必要があります。

クラシフィケーション・マーク

クラシフィケーション・マークとは、製品固有の性質を検査し、 特定条件下での使用が可能かどうか、また予測可能な事故に 耐えうるかどうかを評価、認証されたことを示すマークです。



このサービスを受けるのは医療機器や工業用器具、防火機器などが主で、①特定の危険(火災、感電や傷害など)②規定された条件下の性能③UL 規格以外の規制④国際規格などUL 以外の規格⑤その他のUL が望ましいと考える条件、の中から1つ以上の条件について評価し、適合性が認められるとクラシフィケーション・マークの使用が許可されます。

なお、お客様の製品が上記のどのサービスに属すのか、あるいは、適用規格・製品カテゴリーが不明な場合、見積もりのご要請の前段階としてもカスタマーサービスへお問い合わせいただければ、検討・調査をいたします。製品資料を customerservice.jp@ul.com へお送りください。



エンハンスト ULマーク

エンハンスト ULマークは、製品における認証マークの明確化、および視認性の向上を目的として、複数の UL 認証マークを 1 つのマークでまとめて表示することを可能にした新たな ULマークです。対象は、前述のリスティング・マーク、クラシフィケーション・マークに加え、各種 ULマーク、c-ULマーク、UL-EU マーク、UL-JP マークなどの地域別 ULマークです。



注:レコグナイズド・コンポーネント・マークは対象外です。

従来のリスティング・マークやクラシフィケーション・マークなどは、全て引き続き有効です。 このマークへは、お客様ので要望に合わせて順次切り替えを承ります。

エンハンスト ULマークの構造

エンハンストULマークは、基本認証マークと、モジュールから構成されます。



1. 基本認証マーク

- 2.サービス:ULから受けたサービスを示します。リスティングやクラシフィケーションの区別はなくし、「CERTIFIED」に統一されます。
- 3. モジュール
 - 4. 認証の種類:安全要求事項に従って認証された製品には「SAFETY」など、認証の種類が記されます。
 - 5. 国名コード: 認証に使用された規格を使用している国を、ISO 国名コードで示します。
 - 6. 識別ナンバー: その製品の固有の識別子として UL ファイルナンバーが記されます。 4 桁のコントロールナンバーの表記は不要です (マルチプルリスティング対象製品を除く)。

注:製品とカテゴリーによっては、製品名、クラシフィケーション情報、ラベルの発行/シリアル番号、規格名/番号など特定の追加情報を、マークの近くに表示することが必要な場合があります。

スマート ULマーク

スマートULマークは、エンハンストULマークに QR コードを追加したもので、これにより、お客様の製品の情報発信力は著しく高まります。消費者は QR コードをスマートフォンなどでスキャンすることで、お客様より提供された UL 認証を始めとする様々な製品情報を閲覧することができます。



Marks Hub

これらのマークは、専用ウェブサイト「Marks Hub」にて、オンラインで簡単に作成していただけます (https://markshub.ul.com/)。また、その使用方法、要件、バリエーション、FAQ (よくあるご質問) なども掲載されており、新マーク制度の総合的な情報源となっています。



申請プロセス

1 413 4	- ··		
Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	\Rightarrow	Scope Letter (スコープレター) により、必要な 資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	\Rightarrow	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定 適合の場合: ① NofC/NofA(完了通知および ULマーク使 用許可書)の発行、または、NofC/NofA と IPI アデンダムの発行 ② UL レポート、フォローアップサービス・プロ シージャの発行
5	NofC/NofA のみ (IPI アデンダム なし)が発行された場合: ULマークの表示開始		NofC/NofA と IPI アデンダムが発行された場合: FUStart (ファスタート) など、IPI・フォローアップ サービスの準備についてご案内
6	不適合点がなかった場合: ULマークの表示開始		初回ロット検査 (IPI) の実施 不適合点があった場合: バリエーション・ノーティス (VN) の発行
7	不適合点がなかった場合: ULマークの表示継続		フォローアップサービス (工場検査) 不適合点があった場合: バリエーション・ノーティス (VN) の発行

- Step 1 ULのウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。 申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。 上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な場合)、サービス契約書(必要な場合)をメールで送信いたします。
- Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール (予納金や契約書が不要な場合)で確定させていただきます。
 - 注:申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理申請承認書/L37 フォーム (Agency Authorization Notification) が必要です。

ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter (スコープレター) をお送りします。

注: Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。

Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、 プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。



Step 4 適合性評価業務が完了すると、申請者に NofC/NofA(完了通知および UL マーク使用許可書) のみを送付、または、NofC/NofA(完了通知および UL マーク使用許可書)と IPI アデンダムを送付します。

IPIアデンダムは主に新規登録工場の場合に発行されます。初めて UL 認証製品を製造する新規登録工場は、初回ロット検査(IPI)を受けていただきます。

NofC/NofA(完了通知および UL マーク使用許可書)のみが発行された場合は、UL マークを製品に表示、出荷していただけると同時に、宣伝広告や各種媒体(印刷やウェブサイトなど)での使用も可能です。

また、以下も発行します。

- UL レポート (申請者へ)
- フォローアップサービス・プロシージャ (製造者へ)
- 請求書(申請者へ)

UL レポートとフォローアップサービス・プロシージャは、電子ファイルで送付いたします。 $myUL^{TM}$ に登録していただくと、プロジェクト完了後、オンラインでこれらを入手していただくことができます。

Step 5 FUStart (ファスタート) について

初めて UL 認証製品を製造される工場の方には、UL の工場検査の基本概要、登録された製造者の責務などについて解説する、「FUStart」の受講をお勧めしております。 ウェブサイトでの自習コースと、UL 検査員が製造施設を訪問して説明を行うコースがあります。

Step 6 初回ロット検査 (IPI) について

ULで評価された製品の初回生産時にあわせ、登録された製造工場で、初回出荷品がフォローアップサービス・プロシージャの記載通りに製造され、UL 認証品として出荷可能かどうか検査します。

IPI が要求された場合は、IPI に合格して初めて ULマークを表示して出荷できるようになります。

Step 7 フォローアップサービス (工場検査) について

工場検査は製品カテゴリーにもよりますが、通常年4回の予告なしの訪問形式で行われます。UL 認証を受けた製品が、当該要求事項に従って生産されているかをフォローアップサービス・プロシージャに基づいて検証するため、UL 検査員がその製品の製造工場を訪問して検査を実施します。

工場検査または IPI の結果、製品や製造工程がフォローアップサービス・プロシージャの記載内容と異なる場合、UL 検査員はバリエーション・ノーティス (VN) とよばれる書類を発行します。バリエーション・ノーティスが発行されると、その相違点の内容によって、製品の手直しや UL マークの使用停止を求められる場合があります。

注:「UL申請で役立つ予備知識」、「用語集」もあわせてご参照ください。



予備評価サービス

予備評価または事前評価サービスでは、正式申請前に課題を洗い出ししていただくため、構造評価を行い、ULの要求事項への適合性を判定し、レポートを発行します。例えば、設計段階で評価を行い、製品開発の初期にUL評価上での問題になりうる点を明確にすることでスムーズな市場導入に役立てていただけます。具体的な内容としては、ギャップ分析、材料の適合性、認証に向けたデザインレビューなどです。本サービスに試験は含まれません。

申請プロセス

Step	お客様アクション		ULアクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	\Rightarrow	Scope Letter (スコープレター) により、試験プログラムの策定や見積もりに必要な資料やサンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	\Rightarrow	受領後、製品評価の実施
4	報告書の分析、設計への 組み込み後、本認証申請へ	<=	予備評価報告書の発行

プレサーティフィケーションサービス、認証要求の事前調査

プレサーティフィケーションサービス (Pre-Certification Evaluation) は、プリント配線板、ワイヤ/ケーブルを対象に、UL/cUL 認証プロセスをより円滑に進めていただくためのサービスで、お客様のご要望により次を提供いたします。

- 対象製品や適用規格に関する技術相談
- 認証に至るまでに必要な書類やサンプル要求の詳細リストの提供
- プロジェクト範囲の確定
- プロジェクト範囲に基づく認証費用の見積もりの提供

同様のサービスを認証要求の事前調査(Certification Requirements Investigation)として、プラスチック、電気絶縁システム、マーキング&ラベリング製品などの製品のお客様に実施しています。このサービスを利用いただくことにより、その後の認証工程がスムーズに進むため、製品をより早く出荷でき、お客様に時間、経費の削減をもたらします。

なお、当該サービス終了後に認証プロジェクトに進まれる場合は、本サービス費用の全額が認証 プロジェクト費用から割引される場合がありますので、是非お問い合わせください。



フィールド・エバリュエーション(現地評価)サービス

北米では、自治体でとに AHJ (Authority Having Jurisdiction) とよばれる規定執行官からの指示により、工場などの設備において使用される装置・機器の安全性の証明を要求されることがあります。 こうした要求に対応するために提供されるサービスがフィールド・エバリュエーション (現地評価)



サービスです。規定執行官の要求する設置規格に基づき、安全性の観点にたって評価をし、規格への適合が認められた製品に Field Evaluated Product ラベルを付与します。 本サービスの対象となる機器は以下の通りです。

工場生産設備(ファクトリーオートメーション)、制御盤・配電盤、工業用ロボット、半導体製造機器、業務用調理機器、ガス/オイルバーナー、医療機器、防火ドア、照明機器(シャンデリアなど)、暖房/換気/空調設備(HVAC)、発電機、低/中電圧の電力供給設備

上記以外の機器につきましては、お問い合わせください。本サービスにて取扱い可能か調査いたします。

フィールド・エバリュエーション・サービスでは、フォローアップサービス(工場検査)は実施されません。なお、フィールド・エバリュエーションは、一般に称される『UL 認証』ではありませんのでご注意ください。あくまでも設備設置における安全性検証を第三者レポートとして、現地の規定執行官(AHJ)に示すものです。検証対象の機器に対してのみ、レポートは有効です。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	製品・装置情報、設置場所情報、 AHJ 情報、コンタクト先のご提供	\Rightarrow	見積もりの発行 契約書、秘密保持契約、使用許諾契約の提出
2	費用ご了承、予納金のお支払い、 契約書、秘密保持契約、使用 許諾契約へのご署名と提出	\Rightarrow	プロジェクト・オープン
3	製品資料のご提出	\Rightarrow	製品資料の受領、確認
4	検査スケジュールの調整、確認	\Rightarrow	予備検査の実施、予備検査報告書 (Preliminary Finding Report) の作成、提出
5	指摘事項がある場合、是正処 置、製品の修正を行い、設置	\Rightarrow	設置検査 (最終検査)
6	Field Evaluated Product ラベル の使用開始	\Leftarrow	Field Evaluated Product ラベルの発行 最終検査報告書 (Final Report) の作成、提出



- Step 1 お申し込みの受け付けを行うとともに、適用される規格、製品情報、設置場所情報、 監督機関の情報を確認いたします。 製品資料を基に、日程、検査時間、交通費も考慮の上、見積もり書を作成いたします。
- Step 2 お見積もりにご同意いただいた後、お客様の製品・ビジネス情報を守るため、契約を締結させていただきます。
- Step 4 適用規格に基づき予備検査を実施し、構造やパーツリストの詳細資料を基に製品の確認を行います。結果は、予備検査報告書としてまとめられます。
- Step 5 実際の設置場所にて、完成・設置状態における機器の検査を行います。 なお、該当する 規格によってテストを要求されることがあり、その場合は必要なテストを行います。
- **Step 6** 最終検査報告書 (Final Report) の発行、AHJ への送付を行います。

ラボラトリーサービス

ULでは、UL認証やIEC認証の取得とは関係なく、お客様のご要望に応じて試験や測定を個別に実施し、試験レポートを発行するサービスを提供しています。設計段階での試作品の品質・安全性チェック、製品完成後の性能確認など、お客様の目的に沿った試験を実施し、ご指定の仕様でデータを提供いたします。

サービスの種類

受託試験

お客様から試験対象品をお預かりし、ULの試験所にて試験を実施し、レポートを発行します。

立会試験

お客様のご要望により、試験の立会いも可能です。UL にて試験を実施し、お客様がその場で試験結果を確認することが出来ます。

出張試験

大型機器や希少品などの場合は、ULのスタッフがお客様の試験所または第三者機関に出向き、試験を実施いたします。また、お客様が実施された試験をULが該当試験所に出向いて確認し、レポートを作成するサービスも実施しています。

測定器・エリアの貸し出し

ULの試験設備・測定器をご利用いただき、お客様が ULの試験所で試験を実施していただくことも可能です。ご要望があれば UL スタッフがお手伝いいたします。

提供試験の例

- ・各種電気安全試験 ・環境試験
- ・防塵、防水試験 ・太陽光発電(PV) 試験
- ・電池試験 ・MIL 規格試験

業務の流れ

Step	お客様アクション		ULアクション
1	お問い合わせ	\Rightarrow	お打ち合わせ 費用見積もりの発行
2	費用ご了承	\Rightarrow	必要な資料・サンプルなどの通知
3	資料、サンプルの送付	\Rightarrow	受領後、製品試験、評価の実施
4			試験レポートの発行、送付



海外試験所の活用

UL グループの海外試験所も活用した試験サービスも行っています。

プリント配線板 (PWB) の性能/信頼性試験サービス

1. イオンマイグレーション試験

イオンマイグレーション(CAF: Conductive Anodic Filament Growth)による故障は、PWB に使われている銅の析出またはマイグレーションが原因であると言われ、異なる電位の銅導体間のショートを引き起こします。この故障を発見し是正することで製品寿命を改善できます。

対象製品例:サーバー、クラウドコンピューター、ストレージ、車載基板など

2. インターコネクト・ストレス試験

インターコネクト・ストレス試験 (IST: Interconnect Stress Test) は、温度サイクルを高速化し早期故障を発見することで、信頼性の向上に役立ちます。空気対空気熱オーブン法より 12 倍速い熱ストレスにより、優れた試験結果が得られます。

対象製品例: 微細ビア仕様車載基板、サーバー、ストレージ、メインボードなど

3. シグナルインテグリティ試験

シグナルインテグリティ試験 (SIT: Signal Integration Testing) では、材料、導体および PWB の構造評価の影響などによる信号の損失値を測定します。信号の損失は、周波数依存の減衰によるもので、UL は、シングルエンド TDR 差動挿入損失 (SET2DIL) 法を含む 5 つの方法で SIT を実施します。

対象製品例:サーバー、ストレージ、ネットワーク装置など

方法 A:EBW (Effective Bandwidth:有効帯域幅) 法

方法 B:RIE (Root Impulse Energy: 根本衝撃エネルギー) 法 方法 C:SPP (Short Pulse Propagation: 短パルス伝播) 法

方法 D:SET2DIL(Single-Ended TDR to Differential Insertion Loss:シングルエンド TDR 差動

挿入損失)法

方法 E:FD (Frequency Domain:周波数領域) 法



評価レポート発行サービス

IEC 規格や UL 規格に準じた安全試験・評価を実施し、評価レポート(Informative Report)を作成・発行します。 このレポートは、型式試験レポート、インフォマーティブレポートと呼ばれる場合もあります。

申請プロセス

Step	お客様アクション		ULアクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	\Rightarrow	Scope Letter (スコープレター) により、必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	\Rightarrow	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合: 不適合箇所の修正、サンプルの再提出		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: 評価レポートの発行

Step 1 ULのウェブサイトから、指定の「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。 申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。 上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な場合)、サービス契約書(必要な場合)をメールで送信いたします。

注:申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理申請承認書/L37 フォーム (Agency Authorization Notification) が必要です。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール (予納金や契約書が不要な場合)で確定させていただきます。

で依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter (スコープレター)をお送りします。

注:Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生しますのでご了承ください。

- Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、 プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。
- Step 4 評価レポートまたはご指定の成果物を発行します。



米国 FDA CDRH Laser Product Report 作成支援サービス

米国では、Food and Drug Administration (食品医薬品局: FDA) の一部門である Center for Devices and Radiological Health (医療機器・放射線保健センター: CDRH) がレーザー製品を規制しています。レーザー製品の製造者は、レーザー製品を米国に輸入・販売する前に、CDRH のレーザー製品安全要求事項に適合していることを確認して、CDRH へ報告を行うことが求められています。

CDRH 要求で製造者に課せられた義務を履行する過程において、UL Japan は製造者の皆様に次のような支援サービスを提供しています。

・CDRH レーザープロダクトレポート(またはサプリメンタルレポート)の作成支援 レーザークラスの判定試験から製品の構造確認、ラベルやマニュアルのレビューを行った後、 CDRH に提出するレーザープロダクトレポートのドラフト作成を行います。

申請プロセス

Step	お客様アクション		ULアクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	費用見積もりの発行(必要資料・サンプル、 評価期間、適用規格の情報などを含む)
2	費用ご了承	\Rightarrow	Scope Letter により必要資料・サンプル、 評価期間、適用規格を連絡
3	資料、サンプルの送付	\Rightarrow	受領後、製品試験、評価の実施
4	レーザープロダクトレポートを確認 し、CDRH へ提出	⇐	レーザープロダクトレポートのドラフトを 成果物として発行

- Step 1 ULのウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、必要事項をご記入ください。また、見積りに必要な情報をまとめたリストをご用意しています。
 「申請依頼書」と併せてご提示ください。必要に応じてご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。
 「申請依頼書」は、依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な
- Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール(予納金や契約書が不要な場合)で確定させていただきます。

評価内容の再確認のため Scope Letter により必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを連絡いたします。

場合)、サービス契約書(必要な場合)、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格



の情報などをメールで送信いたします。

- Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、 プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。
- Step 4 評価完了後、弊社よりレーザープロダクトレポート (ドラフト) を送付いたします。お 客様は、レポートの記述に相違がないことを確認されましたら製造者及び輸入代理者 欄にサインを記入の上、CDRH へ送付ください。

注:アクセッションレター受領までの目安はレーザープロダクトレポートを送付後、約4週間とお考えください。



CB スキームに基づく国際認証サービス

IEC 規格に基づく試験データの国際相互受け入れ制度である CB 制度の下、NCB (National Certification Body) として CB 証明書を発行します。IEC 規格と国家規格のデビエーション (差異部分) の評価だけで CB 制度加盟国の認証マークを取得できます。

CB 証明書を利用することにより、UL として認証できる UL/cUL マーク、UL-GS マーク、D マーク、S マークに加え、CE マーキング用のレポートとして転用したり、各国デビエーションを追加することによってCBスキーム加盟国の第三者認証マークを最小限の確認試験のみで取得することができます。(CB レポートを CE マーキング用として使用される場合は、CB 申請の前にで指示ください。)

国内で評価が可能な製品カテゴリー

TRON (AV)、OFF (IT)、EMC、MED (医療)、MEAS (測定 / ラボ)、BATT (バッテリー)、PV (太陽光発電)、LITE (照明)、MISC (レーザー・LED などの光放射安全)

申請プロセス

Step	お客様アクション		ULアクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	\Rightarrow	Scope Letter(スコープレター)により、必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	\Rightarrow	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: CBレポート/CB証明書の発行

- Step 1 ULのウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。 申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。 上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な場合)、サービス契約書(必要な場合)をメールで送信いたします。
- Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール (予納金や契約書が不要な場合)で確定させていただきます。

注:申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理申請承認書/L37フォーム(Agency Authorization Notification)が必要です。 で依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要 資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter (スコープレター) をお送りします。

注:Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。

Step 4 CB 証明書と CB レポートを発行します。



地域・国別製品安全認証サービス

世界各地域・国で個別に規定された製品安全規格が多数あり、申請の仕方、対象品目、強制か任意かなど、それぞれに違いがあります。

欧州地域

ニューアプローチ指令により、欧州連合(EU)地域に販売される指定の製品は、CE マーキングの貼付が義務付けられており、この表示がある製品は EU 域内での自由な流通が保証されます。CE マーキングは製造者の自己宣言で認められる場合が多いことから、UL-EU マーク、UL-GS マーク、D マークなどの第三者認証を受けることで製品の安全性に対する信頼を高めることができます。

CE マーキング

EU 指令に適合していることを証明するマークです。

低電圧指令、R&TTE 指令、EMC 指令、RE 指令などに関して、初期構造評価から TCF (技術ファイル) 作成までのトータルサポートを提供します。



TCF は、製造者による適合宣言書、製品に関する情報、取扱説明書、試験レポートなどがまとめられたファイルです。

低電圧指令に関しては、UL International Demko が CE マーキング制度における各国政府当局に登録された通知機関である NB (Notified Body) として、一部のカテゴリーの製品に対し、EU 指令に適合した証明である UL TEC (UL Type Examination Certificate) の発行を行うことができます。 この UL TEC は、当該製品が EU 指令に適合していることを証明する適合性証明書として、TCF とともにご使用いただくことができます。

R&TTE 指令、RE 指令に関しては、UL Japan で適合性証明書の発行が可能です。 低電圧指令は、交流 50 \sim 1000 V、直流 75 \sim 1500 V で作動する機器を対象としています。

申請プロセス

Step	お客様アクション		ULアクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	\Rightarrow	CB レポート作成に向け、Scope Letter (スコープレター) により、必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	\Rightarrow	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: CBレポートの発行 ご希望の場合、技術ファイル (TCF) 作成支援

5 CE マーキングの表示開始



- Step 1 ULのウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。 申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。 上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な場合)、サービス契約書(必要な場合)をメールで送信いたします。
- Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール (予納金や契約書が不要な場合)で確定させていただきます。

注:申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理申請承認書/L37フォーム(Agency Authorization Notification)が必要です。

で依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter (スコープレター)をお送りします。

注:Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生いたしますのでご注意ください。

- Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、 プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。
- Step 5 製造者は、技術資料 (適合宣言書を含む)、または、必要に応じて技術ファイル (TCF) を作成、保管の上、CE マーキングを製品に使用することが義務付けられています。



UL-EU マーク

UL-EU マークは、UL が提供する電気製品・部品を対象とした欧州向け任意 安全認証マークです。製造者の自己宣言で貼付できる CE マーキングに加え、UL-EU マークを採用することで第三者の評価を受けたことを示すことができ、他社との差別化を図っていただけます。適用規格は EN 規格です。



申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	\Rightarrow	Scope Letter (スコープレター) により、必要な 資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	\Rightarrow	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 工場検査の実施 適合の場合: 認証書の発行
5	UL-EU マークの表示開始	\Rightarrow	定期工場検査(年1回)

- Step 1 ULのウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。 申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。 上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な場合)、サービス契約書(必要な場合)をメールで送信いたします。
- Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール (予納金や契約書が不要な場合)で確定させていただきます。
 - 注:申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理申請承認書/L37 フォーム (Agency Authorization Notification) が必要です。

で依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter (スコープレター)をお送りします。

注: Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生いたしますのでご注意ください。

- Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時 にプロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。
- Step 4 規格適合の判定を行います。適合の場合は、認証書が発行され、マークの表示が可能に なります。



Step 5工場検査について

UL-EU マークの工場検査は、全て CENELEC 方式に基づいて実施されます。原則、認証発行前に Pre-license と呼ばれる工場検査が実施され、その後は最低年 1 回の定期工場検査が実施されます。

米国・カナダとの共通 UL-EU マークである場合は、通常年4回実施される北米認証用のフォローアップサービス (工場検査)と同時に実施することもできます。

なお、ULが実施するUL-GSマーク、Dマーク、UL-EUマーク、Sマーク並びにUL-JPマークの工場検査は、お客様のご要望により同時に行うことが可能です。



UL-GS マーク

ドイツ機器・製品安全法に基づき、適合性が検証された製品に表示が許可される安全・EMC 認証マークです。



権威のある第三者任意認証マークとして、ドイツのみならず欧州全域で広く認知されています。

CB レポート発行までの申請プロセスは、P18 をご参照ください。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1			① CB レポートを UL International Demko に送付② UL International Demko より認証書の発行または、初回工場検査の通知
2	不合格の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		初回工場検査 (必要な場合) 合格の場合: UL International Demko より認証書の発行
3	UL-GS マークの表示開始	\Rightarrow	定期工場検査(年1回)

Step 2 初回工場検査について

主に以下の場合に初回工場検査が要求されます。

- 新規に登録された製造者
- 初めて CENELEC 方式の工場検査をお受けになる製造者
- すでに登録されている製造者だが、新規カテゴリーの製品が登録された場合

初回工場検査が要求された場合は、合格後、認証書が発行され、UL-GS マークを表示した製品の出荷が可能になります。

Step 3 定期工場検査について

認証後、初回工場検査が行われた翌年より、製造工場にて、最低年1回の定期工場検査が CENELEC 方式に基づいて実施されます。

なお、UL が実施する UL-GS マーク、D マーク、UL-EU マーク、S マーク並びに UL-JP マークの工場検査はお客様のご要望により同時に行うことが可能です。



Dマーク

デンマークの認証機関である UL International Demko が提供する、IEC 規格および EN 規格に基づき適合性が検証された製品に表示が許可される任意安全認証マークであり、EU 全域で第三者認証マークとして認知されています。



CB レポート発行までの申請プロセスは、P18 をご覧ください。

申請プロセス

Step	お客様アクション		ULアクション
1		\Rightarrow	 CBレポートを UL International Demko に送付 UL International Demko より認証書の発行 または、初回工場検査の通知
2	不合格の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		初回工場検査 (新規に登録された製造者のみ) 合格の場合: 認証書の発行
3	Dマークの表示開始	\Rightarrow	定期工場検査(年1回)

Step 2 初回工場検査について 主に新規に登録された製造者の場合に要求されます。

Step 3 定期工場検査について

認証後、初回工場検査が行われた翌年より、製造工場にて、最低年1回の定期工場検査が CENELEC 方式によって実施されます。

なお、UL が実施する UL-GS マーク、D マーク、UL-EU マーク、S マーク並びに UL-JP マークの工場検査は、お客様のご要望により同時に行うことが可能です。



日本 UL-JP マーク、S マーク、PSE マーク、PSC マーク

UL が提供する国内向け製品の認証マークについての概要は 以下の通りです。









UL-JP マーク

Sマーク

PSE マーク PSC マーク

概要

UL が当該国内規格に 基づき評価し、認証 した製品に表示でき る任意の認証マーク です。第三者の評価 を受けたことを示すこ とにより、他社との差 別化を図っていただ けます。

電気用品安全法技術基 準、もしくはSマーク認 証機関連絡会にて承認 された技術基準に基づ き評価し、認証された 製品に表示できる任意 の安全・EMC 認証マー クです。UL Japan は、 電気製品認証協議会よ り第三者認証機関とし て認定されています。

電気用品安全法に基づ き、適合性が検証され た製品にのみ PSE マー クを表示することがで きます。UL Japan は、 特定電気用品に関する 国内登録検査機関とし て経済産業省に登録さ れています。

消費生活用製品安 全法に基づき、適合 性が検証された製品 にのみ PSC マークを 表示することができ ます。UL Japan は、 特別特定製品に関す る国内登録検査機関 として経済産業省に 登録されています。

	対象	分野	
安全、性能	安全、EMC	安全、EMC	安全
	強制	11性	
任意	任意	強制	強制
	対象	製品	
太陽電池モジュール	電気製品	特定電気用品	特別特定製品

UL Japan で適合性検査が可能な登録の範囲

PV モジュール / パネル (結晶)

安 全: JIS C 8992-1/2 (IEC 61730-1/2)

性 能: JIS C 8990 (IEC

61215)

(薄膜)

安 全: JIS C 8992-1/2 (IEC 61730-1/2)

性 能: JIS C 8991 (IEC

61646)

AV 機器 IT機器

家電機器

非常用電源装置 (含む UPS)

照明関連製品

- *完成品だけでなく、電源装 置などの半完成品、対象製 品に付属するアクセサリー なども認証の対象とするこ とができます。
- * NCB が発行した CB レポー トを活用した、Sマーク認 証についてもお問い合わせ ください。

交流用電気機械器具

*特定電気用品以外の製品 に対する評価やレポート作 成も行います。(例:リチウ ムイオン蓄電池 [組電池])

浴槽用温水循環器 (ジェット還流バス、24 時間風呂など) * 1

携帯用レーザー応用装置 (レーザーポインターな ("ئلے

* 1 循環する水の最大流量 が毎分10リットル未満 の製品については、安 全上特に問題がないとし て、規制対象外です。



UL-JP マーク 申請プロセス

Step	お客様アクション		ULアクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	\Rightarrow	Scope Letter (スコープレター) により、必要な 資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	\Rightarrow	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: UL-JP マーク認証書の発行、または、初回工 場検査の通知
5	不合格の場合: 不適合箇所改善後、再検査へ		初回工場検査 (新規に登録された製造者) 合格の場合: 工場検査完了通知 UL-JP マーク認証書の発行
6	UL-JP マークの表示開始	\Rightarrow	定期工場検査(年1回)

- Step 1 ULのウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。 申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。 上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な場合)、サービス契約書(必要な場合)をメールで送信いたします。
- Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール (予納金や契約書が不要な場合)で確定させていただきます。

注:申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理人認可通知書が必要です。

ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter (スコープレター)をお送りします。

注:Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。

- Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、 プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。
- Step 5 初回工場検査について

初回工場検査は新規に登録された製造者に要求され CENELEC 方式により実施されます。 UL-JP マーク認証工場検査票への回答をお願いします。これを基に工場検査を行います。 初回工場検査が要求された場合は、初回工場検査合格後に工場検査完了通知が発行され、UL-JP マーク認証書が発行されて、UL-JP マークを表示した製品の出荷が可能になります。



Step 6 定期工場検査について

認証後、検査が行われた翌年より、製造工場にて、最低年1回の定期工場検査が CENELEC 方式によって実施されます。

初回工場検査以降に社名などの変更があった場合は、UL-JPマーク認証工場検査票に回答をお願いいたします。変更がない場合は、回答していただく必要はありません。

なお、UL が実施する UL-GS マーク、D マーク、UL-EU マーク、S マーク並びに UL-JP マークの工場検査は、お客様のご要望により、同時に行うことができます。



S マーク 申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	\Rightarrow	Scope Letter (スコープレター) により、必要な 資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	\Rightarrow	受領後、製品試験、評価 (EMC 測定を含む) の実施
4	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: Sマーク認証書の発行、または、初回工場検査、 初回ロット検査の通知
5	不合格の場合: 不適合箇所改善後、再検査へ		初回工場検査 (新規に登録された製造者) 合格の場合: 工場検査完了通知の発行 Sマーク認証書の発行
6	不合格の場合: 不適合箇所改善後、再検査へ		初回ロット検査(申請者、工場ともに初めての申請あるいは認証品の生産を開始する場合) 合格の場合: 工場検査完了通知
7	Sマークの表示開始	\Rightarrow	定期工場検査(年1回)

- Step 1 ULのウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。 申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。 上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な場合)、サービス契約書(必要な場合)をメールで送信いたします。 注: EMCの試験費用は、別途見積もりとさせていただきます。
- Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール (予納金や契約書が不要な場合)で確定させていただきます。

注:申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理人認可通知書が必要です。

で依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要 資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter (スコープレター) をお送りします。

注: Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。

Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、 プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。



Step 5 初回工場検査について

初回工場検査は新規に登録された製造者に要求され、CENELEC 方式により実施されます。

UL Japan Sマーク認証工場検査票への回答をお願いします。これを基に工場検査を行います。

初回工場検査のみを要求された場合は、初回工場検査合格後に工場検査完了通知が発行され、Sマーク認証書が発行されてSマークを表示した製品の出荷が可能になります。

Step 6 初回ロット検査について

申請者、工場ともに初めてSマーク認証の申請あるいは認証品の生産を開始する場合のみに要求されます。他のSマーク認証機関が発行した認証によりSマーク認証製品の生産経験がある場合は要求されません。

Step 7 定期工場検査について

認証後、検査が行われた翌年より、製造工場にて、最低年1回の定期工場検査が CENELEC 方式によって実施されます。

初回工場検査以降に社名などの変更があった場合は、UL Japan Sマーク認証工場検査票に回答をお願いいたします。変更がない場合は、回答していただく必要はありません。

なお、UL が実施する UL-GS マーク、D マーク、UL-EU マーク、S マーク並びに UL-JP マーク の工場検査は、お客様のご要望により、同時に行うことができます。



PSE マーク 申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	\Rightarrow	Scope Letter (スコープレター) により、必要な 資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	\Rightarrow	受領後、製品試験、評価 (EMC 測定を含む) の実施
4	不適合の場合: 不適合箇所是正へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: 工場適合性検査の通知
5	不合格の場合: 不適合箇所是正へ		工場適合性検査 合格の場合: 適合性検査証明書の発行
6	PSE マークの表示開始		

- Step 1 ULのウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。 申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。 上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な場合)、サービス契約書(必要な場合)をメールで送信いたします。
- Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール (予納金や契約書が不要な場合) で確定させていただきます。 なお、ご発注確定後のプロジェクトのキャンセルは、キャンセル料が発生することがありますので、ご注意ください。 ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。 そして、必要 資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter (スコープレター) をお送りします。 また、Scope Letter 発行後、「PSE 特定電気用品適合性検査申請ガイダンス」をご案内 いたしますので、必要事項をご記入の上、ご返送ください。
- Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、 プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。
- Step 4,5 工場適合性検査は、Step3の製品評価と同時に実施する場合があります。



PSC マーク 申請プロセス

Step	お客様アクション		ULアクション
1	見積もり依頼と製品情報の送付	\Rightarrow	費用見積もり、評価期間、必要なサンプルの 通知
2	費用のご了承と業務のご依頼	\Rightarrow	Scope Letter (スコープレター) により、必要な 資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付*	\Rightarrow	受領後、製品評価、試験の実施
4	不適合の場合: 不適合箇所是正へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: 適合性検査証明書の発行、または、工場適合 性検査の通知
5	不合格の場合: 不適合箇所是正へ		工場適合性検査 (二号検査を選択の場合) * 合格の場合: 適合性検査証明書の発行
6	PSC マークの表示開始		

^{*}一号検査を選択された場合、弊社サンプル抜き取り担当者が貴社倉庫にサンプルの抜き取りに伺います。

Step 1 ULのウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。 申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。

また、申請依頼書のご提出後、「PSC適合性検査依頼専用フォーム」にご記入いただき、製品情報と共にご送付ください。

- ・PSC 適合性検査依頼書フォーム一式 (申請依頼書をご提出いただきましたら、「PSC 特別特定製品適合性検査申請ガイダンス」と共に PSC 専用フォームをご案内いたします。)
- ·製品説明資料(仕様書)
- ・外観の写真/図面
- ・その他、「PSC 特別特定製品適合性検査申請ガイダンス」に記載されている必要資料

適合性検査には次ページに示したように一号検査と二号検査の2種類があり、申請者は そのどちらかを選択することになっております。どちらをご希望されるかもご連絡ください。



一号検査(消費生活用製品安全法第一二条第一項に記述されている一号検査)

ロット検査を行います。ロットごとの抜取数は以下のとおりです。

区分	同一工場	の製造に係る同一型:	式のもの
ロット形成 個数	50 以下	51 以上 500 以下	501 以上 35000 以下
抜取数	2	3	5

二号検査(消費生活用製品安全法第一二条第一項に記述されている二号検査)

サンプルによる適合性検査と工場適合性検査を行います。日本国内で新製品の製造を開始する際に多く用いられる方法です。製品は、型式の区分ごとに適合性検査を受ける必要があります。

これら情報を受け、評価費用算定を行い、お見積もり金額、評価期間、必要なサンプル数、 予納金請求書(必要な場合)、サービス契約書(必要な場合)をメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール (予納金や契約書が不要な場合)で確定させていただきます。

注:申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理人認可通知書が必要です。

で依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要 資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter (スコープレター) をお送りします。

注:Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。

- Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、 プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。
- Step 4 評価中、サンプルの技術的情報や既にご提出いただいた PSC 適合性検査依頼書フォーム の内容について担当者より確認の連絡をさせていただくことがございます。
- Step 5 二号検査を選択された場合、工場検査が実施されます。

詳細は「PSC特別特定製品適合性検査申請ガイダンス」を参照ください。



中国

CCC マーク

中国の製品品質法/輸出商品検査法/強制認証管理規則に基づき、適合性が検証された製品にのみ表示が許可される安全・EMC 認証マークです。中国の国有企業である中国検験認証(集団)有限公司(China Certification & Inspection (Group) Co., Ltd.、略称 CCIC) と UL の合弁企業である UL-CCIC が現地で認証取得をサポートします。



UL Japan の CB レポートを使用して認証を取得することができます。

注:製品の範囲については、お問い合わせください。

CB レポート発行までの申請プロセスは、P18 をご参照ください。

CQC 任意認証も可能ですので、お問い合わせください。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL(CCC 認証機関)アクション
1	資料の送付 (CCC 用)	\Rightarrow	① CB レポートを使用して認証機関へ申請 ②認証機関から申請番号・申請書・サンプル 要求・担当試験所の情報を入手 ③必要な資料・サンプル、評価期間、適用規 格の通知 (TAT レター) ④試験所に必要資料を送付
2	サンプルの送付(CCC 用) UL-CCIC 宛に直接お送りいただき、 貨物の詳細情報のみ弊社にお送り いただきます。	\Rightarrow	UL-CCIC から試験所へ転送 試験所にサンプル到着の確認を実施。 到着後、 CCC 用 Scope Letter(スコープレター) により、 完了予定日の通知 (ECD レター)
3			試験所で製品評価、追加試験を実施
4	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再評価へ		認証機関にて規格適合可否の判定、通知 適合の場合: 認証機関より認証書の発行、およびラベルの 購入または表示許可を取得。または、認証機 関より初回工場検査の通知(必要な場合)
5	不合格の場合: 認証機関により申請却下。6ヶ月 間再申請不可		初回工場検査 (工場が CCC 未登録の場合) 合格の場合: 認証機関より認証書の発行、およびラベルの 購入または表示許可を取得
6	CCC マークの表示開始	\Rightarrow	定期工場検査(年1回)



- Step 1 認証機関によって申請が受理されますと、申請番号・申請書・サンプル要求・担当試験所の情報が入手できます。お客様に必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格をTAT レターにより連絡します。
- Step 2 試験所へサンプル到着の確認が取れた時点で、スコープレター (ECD レター) により、 完了予定日を連絡します。

Step 5 初回工場検査について

- 初回工場検査は工場が CCC 未登録の場合に要求されます。その趣旨は、品質システム および製品の同一性の確認であり、重要部品が申請時のものと同一かどうかを確認し、 さらに数項目の試験を実施します。
- 合格しますと、認証機関の最終審査が行われます。
- 初回工場検査をすでに受けた工場で同じ製品カテゴリーの別モデルを申請される場合は当該検査は免除されます。
- 製品カテゴリーが異なる場合や、工場の移転、組織変更を伴う OEM 製造商・ODM 工場の社名・住所変更などは、再度追加の工場検査が必要になる場合があります。

なお、弊社では初回工場検査スケジュールの調整、検査官の招聘、日本工場での通 訳などの工場検査サポート業務も提供していますので、ご利用ください。

Step 6 認証書が発行されましたらラベルの購入または表示許可を取得しますので、お客様は CCC マークを製品に使用していただけます。

定期工場検査について

初回工場検査が行われた13ヶ月目より、年1回の定期工場検査が実施されます。 注:製品カテゴリーにより、6ヶ月目からの場合もあります。



韓国

KC マーク (旧 ek マーク)

韓国の電気用品管理法に基づき適合性が検証された製品にのみ表示が許可 される安全認証マークです。

韓国の認証機関、KTC との提携により、UL Japan の CB レポートを使用して認証を取得することができます。



注1:製品の範囲についてはお問い合わせください。

注 2:上記の旧 ek マークとは別に、旧 MIC/KCC マーク (韓国の電波法・EMC 適合) に相当する KC マークがございます。 詳細については P72 をご参照ください。

CB レポート発行までの申請プロセスは、P18 をご参照ください。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL(KTC)アクション
1			CB レポートを使用して認証機関 KTC へ申請
2	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再評価へ		KTC にて規格適合可否の判定、通知 適合の場合: KTC より認証書の発行、または、初回工場検 査の通知(必要な場合)
3	不合格の場合: 不適合箇所改善後、再検査へ		初回工場検査(製品がカテゴリー1(強制安全認証)に該当する場合で、かつ工場が KTC 未登録の場合) 合格の場合: KTC より認証書の発行
4	KC マークの表示開始	\Rightarrow	定期工場検査(製品がカテゴリー1(強制安全認証)に該当する場合で、かつ工場が KTC 未登録の場合)(年1回)

Step 3 初回工場検査について

初回工場検査は製品がカテゴリー1(強制安全認証)に該当する場合で、かつ工場が KTC 未登録の場合に要求されます。

合格されますと、KTC の最終審査が行われます。

Step 4 定期工場検査について

製品がカテゴリー1(強制安全認証)に該当する場合、製品の適合性評価が完了すると、初回工場検査が行われた翌年より、年1回の定期工場検査が実施されます。

工場検査では、安全性が十分確保された製品が工場から出荷されていることを確実にするために、製品が認証時のサンプルと同じ構造または工程で製造されていることや、 規格に適合していることを確認します。



台湾

BSMI マーク

台湾の商品検査法に基づき、適合性が検証された製品にのみ表示が許可される安全・EMC 認証マークです。

UL Japan は台湾の BSMI (経済部標準検験局) から NCB/CBTL として登録されています。



UL Japan のレポート (CB レポート・EMC テストレポート) を使用して認証を取得することができます。 注:製品の範囲については、お問い合わせください。

CB レポート発行までの申請プロセスは、P18 をご参照ください。

申請プロセス

Step	お客様アクション	UL(台湾認定試験所、認証機関)アクション
1		台湾の試験機関にCBレポート/EMCテストレポート、サンプル、必要資料を送付、または、台湾の試験機関にて製品評価、追加試験を実施
2	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再評価へ	台湾の認定試験機関にて規格適合可否の判定、通知 適合の場合: ①当該試験所が CNS レポートを作成し、認証 機関へ申請 ②認証機関より認証書の発行、または、初回 工場検査の通知(必要な場合)
3	不合格の場合: 不合格箇所改善後、再評価へ	初回工場検査(製品がモジュール7に該当している場合) 合格の場合: 認証機関より認証書の発行
4	BSMI マークの表示開始	

Step 2 台湾の BSMI 認定試験所より認証機関へ申請します。 必要に応じ、登録申請者・輸入登録許可書(コピー)を提出します。

Step 3 初回工場検査について

初回工場検査は、BSMIの適合性評価手順モジュール7に該当する製品に要求されます。 合格されますと、認証機関による最終審査が行われます。

BSMI の適合性評価手順モジュール 4 \sim 6 に該当する製品には、BSMI 発行の ISO 認証が要求される場合があります。



なお、BSMI 以外が発行した ISO 認証でも、BSMI と MoU (覚書) を締結した機関であれば、相互認証手続きをしていただくことで BSMI の ISO 認証を取得できます。ISO 認証をお持ちでない工場の場合は、BSMI の ISO 認証を取得されるか、または BSMI と MoU を締結した機関の ISO 認証取得後に相互認証にて BSMI の ISO 認証を取得していただく必要があります。



シンガポール

Safety マーク

シンガポールでは指定電気製品に対して、消費者保護 (安全要求事項) 登録証明書スキームにより、適合性評価機関からの認証書 (C of C)、登録証 (LoA) の取得、並びに Safety マーク表示が要求されます。



UL Japan のレポート (CB レポート) を使用して、UL Singapore が認証を発行します。 シンガポール国内企業のみ、ライセンスホルダーになることができます。申請は、国外からでも可能です。 注:製品の範囲については、お問い合わせください。

CB レポート発行までの申請プロセスは、P18 をご参照ください。

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼 (Safety マーク用)	\Rightarrow	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	\Rightarrow	Scope Letter(スコープレター)により、 必要な資料、評価期間、適用規格の通知
3	資料の送付	\Rightarrow	① 資料の精査 ② CB レポートを使用して UL Singapore に申請 ③ UL Singapore より認証書の発行
4	Safety マークの表示開始		
5	3 年毎の更新手続き(必要な場合)		

- Step 1 ULのウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。 申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。 上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な場合)、サービス契約書(必要な場合)をメールで送信いたします。
- Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール (予納金や契約書が不要な場合) で確定させていただきます。 ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter (スコープレター) をお送りします。 注: Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生いたしますのでご注意ください。
- Step 3 お客様からの資料がそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、プロジェクト・オープンとし、評価業務を開始いたします。



ロシア・ベラルーシ・カザフスタン (3 カ国共通) EAC マーク

ユーラシア経済委員会 (Eurasian Economic Commission) (旧関税同盟 (CU: Customs Union)) の技術規則 (TR:Technical Regulation) に基づき、適合性が検証された製品にのみ表示が許可される安全・EMC 認証マークです。



EAC には、製品によって適合証明 (CoC: Certificate of Conformity) と適合宣言 (DoC: Declaration of Conformity) の 2 種類が定められており、いずれも認

証機関への申請が必要です。また、CoCのみ工場検査が要求され、DoCには工場検査は要求されません。

UL Japan のレポート (CB レポート・EMC テストレポート) を使用して認証マークを取得することができます。

注:製品の範囲については、お問い合わせください。

CB レポート発行までの申請プロセスは、P18 をご参照ください。

申請プロセス

1 413 4			
Step	お客様アクション		UL(EAC 認証機関)アクション
1			CB レポート /EMC テストレポートを使用して、 EAC 認証機関に申請
2	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再評価へ		EAC 認証機関にて規格適合可否の判定、通知 適合の場合: EAC 認証機関より認証(宣言)書の発行、または、 初回工場検査の通知(必要な場合)
3	不合格の場合: 不適合箇所改善後、再検査へ		初回工場検査 (CoC で、かつ工場が未登録の場合) 合格の場合: EAC 認証機関より認証 (宣言) 書の発行
4	EAC マークの表示開始	\Rightarrow	定期工場検査 (CoC の場合) (年1回)

Step 3 初回工場検査について

CoC で、かつ工場が未登録の場合に要求されます。 合格されますと、認証機関の最終審査が行われます。 EAC 認証機関より EAC 認証(宣言) 書が発行されます。

Step 4 定期工場検査について

CoC の場合に実施されます。

初回工場検査が行われた翌年より、最低年1回の定期工場検査が実施されます。 安全性が十分確保された製品が工場から出荷されていることを確実にするために、製品が認証時のサンプルと同じ構造または工程で製造されていることや、規格に適合していることを確認します。

ブラジル

UL-BR INMETRO マーク

ブラジルでは製品に応じ INMETRO マークが強制されています。

UL Japan のテストレポートを使用して、UL Brazil が認証を発行します。

注:製品の範囲および使用できるテストレポートの条件については、お問い合わせください。 認証製品に表示するマークについては、指定されたものをで使用ください。



申請プロセス

Step	お客様アクション		ULアクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	\Rightarrow	Scope Letter (スコープレター) により、必要な 資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	資料、サンプルの送付	\Rightarrow	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: ①テストレポートの発行 ②テストレポートを使用して UL Brazil に申請
5	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再評価へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: UL Brazil より認証書の発行、または、初回工 場検査の通知(必要な場合)
6	不合格の場合: 不適合箇所改善後、再検査へ		初回工場検査 (工場が未登録の場合) 合格の場合: UL Brazil より認証書の発行
7	UL-BR INMETRO マークの表示開始	\Rightarrow	定期工場検査(年1回)

- Step 1 ULのウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。 申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。 上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な場合)、サービス契約書(必要な場合)をメールで送信いたします。
- Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール (予納金や契約書が不要な場合)で確定させていただきます。 ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。 そして、必要 資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter (スコープレター) をお送りします。

注:Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生いたしますのでご注意ください。



- Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、 プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。
- Step 6
 初回工場検査について

 工場が未登録の場合に要求されます。

 合格されますと、UL Brazil の最終審査が行われます。
- Step 7 初回工場検査が実施された翌年より、年1回の定期工場検査が実施されます。



メキシコ

UL-MX NOM マーク

メキシコでは任意の NMX 規格と強制の NOM 規格があり、NOM 規格が発行されている場合は NOM マークの表示が強制されます。



NOM マークのライセンス発行にはライセンスホルダーとして現地法人の登録が必要です。

UL Japan のレポート (NOM レポート) を使用して、UL Mexico が認証を発行します。 注:製品の範囲については、お問い合わせください。

申請プロセス

Step	お客様アクション		ULアクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	\Rightarrow	Scope Letter (スコープレター) により、必要な 資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3	評価に必要な資料、サンプルの 送付	\Rightarrow	受領後、製品試験、評価の実施
4	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: ① NOM レポートの発行 ② NOM レポートを使用して UL Mexico に申請
5	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: UL Mexico より認証書の発行
6	UL Mexico NOM マークの表示開始	\Rightarrow	9ヶ月以内にサーベイランスを実施 合格の場合:Letter of Compliance 発行

7 1年ごとの更新手続き(必要な場合)

をお送りします。

- Step 1 ULのウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。 申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。 上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な場合)、サービス契約書(必要な場合)をメールで送信いたします。
- Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール (予納金や契約書が不要な場合)で確定させていただきます。 ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要 資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter (スコープレター)

注:Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生いたしますのでご注意ください。



Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、 プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。

注: UL Mexico CoC について

2010 年 8 月 17 日付のメキシコ経済省布告に基づき、プリンターなど一部カテゴリーの製品に対し、 UL 認証を取得した製品は、UL Mexico 発行の CoC (Certificate of Compliance: 適合性証明書) を取得することにより、NOM 認証およびマークが免除されます。詳細はお問い合わせください。

アルゼンチン

UL-ARSマーク

アルゼンチンの規制に基づき、適合性が検証された製品にのみ表示が許可される 安全認証マークです。



UL Japan のレポート (UL レポート、CB レポート) を利用して、UL Argentina が 認証を発行します。

アルゼンチン国内企業のみ、ライセンスホルダーになることができます。申請は、 国外からでも可能です。

注:製品の範囲については、お問い合わせください。

- UL 認証取得までの申請プロセスは、P8 をご参照ください。
- CBレポート発行までの申請プロセスは、P18をご参照ください。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼 (UL - AR S マーク用)	\Rightarrow	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	\Rightarrow	Scope Letter (スコープレター)により、必要 な申請書類、適用規格の通知
3	申請書類の送付	\Rightarrow	受領後、UL Japan にて申請書類の精査
4	不合格の場合: 不適合箇所改善後、再評価へ		UL Argentina にて申請書類、UL レポート または CB レポートの検査 合格の場合: UL Argentina より認証書の発行、または、 初回工場検査の通知(必要な場合)
5	不合格の場合: 不適合箇所改善後、再検査		初回工場検査(工場が未登録の場合) 工場所轄のUL検査事務所がアルゼンチンSマークに特化した検査を実施 合格の場合: UL Argentinaより認証書の発行
6	UL-AR S マークの表示開始	\Rightarrow	認証取得後、定期サーベイランス (現地定期 製品検査)の実施

Step 1 ULのウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。 申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。 上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な場合)、サービス契約書(必要な場合)をメールで送信いたします。



Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール (予納金や契約書が不要な場合)で確定させていただきます。 ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。 そして、必 要申請書類、適用規格の情報などを含む Scope Letter (スコープレター)をお送りします。 注: Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生いたしますのでご注意ください。

Step 3 お客様からの申請書類がそろった時点でプロジェクト・オープンとし、評価業務を開始いたします。 評価期間 (完了予定日) は、初回工場検査が不要な場合は約2週間です。

Step 5 初回工場検査について

ULレポートを利用して申請する場合 (UL 認証製品の場合) は、初回工場検査は不要です。 CBレポートを利用して申請する場合も、UL が実施する CENELEC 工場検査実施済みの 工場であれば初回工場検査は不要です。

Step 6 定期サーベイランスについて

認証 180 日以内に 1 回、以降年 1 回の現地定期製品試験が実施されます。 初回工場検査が不要となった場合も、次回の定期工場検査からはアルゼンチン S マークに特化した工場検査が行われます。

オーストラリア・ニュージーランド

UL NZ 認証

オーストラリア、ニュージーランドでは、指定電気製品を市場で販売する前に、指定機関での安全認証取得と登録が必要です。

ULL-XXXXXX-EA

このほか、2013 年 3 月 1 日より、ACMA および EESS への届出と RCM マー

クの表示も原則義務付けられています。詳細はお問い合わせください。RCM マークについては P70 をご参照ください。

UL Japan のレポート (CB レポート) を使用して、UL New Zealand が UL NZ 認証を発行します。 UL New Zealand の認証を取得しますと、相互認証制度によりオーストラリアの全ての州並びに ニュージーランドでの安全認証として認められます。

注:製品の範囲についてはお問い合わせください。

CB レポート発行までの申請プロセスは、P18 をご参照ください。

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼 (UL NZ 認証用)	\Rightarrow	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	\Rightarrow	Scope Letter (スコープレター) により、必要な 資料・サンプル、評価期間、適用規格の通知
3			UL NZ 認証用申請書類の雛形送付 (注:CB レポート情報記載欄がありますの で、CB レポート発行後に送付します。)
4	必要資料の送付	\Rightarrow	① CB レポートを 使 用して UL New Zealand に申請 ② UL New Zealand より認証書の発行

- 5 UL NZ 認証の表示開始
- Step 1 ULのウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。 申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。 上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な場合)、サービス契約書(必要な場合)をメールで送信いたします。



Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール (予納金や契約書が不要な場合)で確定させていただきます。

で依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter (スコープレター)をお送りします。

注: Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生いたしますのでご注意ください。

- Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、 プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。
- Step 5
 特定の認証マークはありませんので、"ULL" と "EA" の間に 6 桁の数字で構成される製品 登録番号 (認証書番号) を製品に表示してください。(例: ULL-123456-EA) なお、RCM マークを表示される場合は、UL NZ 認証番号表示は任意となります。







第二章 EMC/無線関連サービス

電子機器は、ノイズとして他の電子機器に影響を与える可能性と、周囲の電子機器が発生するノイズの影響を受ける可能性の二面性があります。これらによって機器にトラブルが発生しないように規制することが EMC 規制です。また、無線機能を有した製品は多くの国で電波法によって規制されています。

ULでは、EMC/無線の評価試験と認可取得/証明業務をはじめとし、相互持続性やセキュリティ分野における試験や評価、多様な製品の性能/信頼性試験、検証試験/監査などを包括的に提供しています。世界各国のUL事業所に配置されたサービスコーディネーターが、お客様のご要望に応じてグローバルに幅広いサービスをお届けします。

各サービスの詳細については、下記までお問い合わせください。

株式会社 UL Japan コンシューマーテクノロジー事業部

E-mail: emc.jp@ul.com

カテゴリー別の申請

無線試験サービス

欧州 RE 指令、米国 FCC (Federal Communications Commission: 米国連邦通信委員会) の Part 15 Sub part C (意図的放射機器) をはじめとする各国無線規格に基づく試験が可能であり、ほとんどのライセンス / ライセンス不要の機器に対応いたします。

無線機器は、ITS、無線 LAN カード、携帯電話など、今後ますます使用範囲が広がっていくことが予想されます。UL Japan では試験周波数に関して 240GHz まで対応しており、他にも各種設備を取り揃えており、60GHz 帯を使用する WHDI や、77GHz 帯を使用するレーダーなどの試験が可能です。また、UWB(Ultra Wide Band)や LTE 端末などに対する各国規制対応試験が可能です。

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用のご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどの送付	\Rightarrow	受領後、製品試験の実施
3	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: テストレポートの作成

- Step 1 ULのウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、コンシューマーテクノロジー事業部 (emc.jp@ul.com) までご送信ください。また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額 (必要な場合)、サービス契約書 (必要な場合)、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。
- Step 2 お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金(必要な場合)、署名済サービス契約書(必要な場合)の受領をもって確定させていただきます。なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料(仕様書など)もあわせてご送付ください。必要な資料、サンプルを受領しますと、試験業務を開始します。必要またはご希望に応じて出荷先の国・地域への認可取得申請や届出を行います。



Bluetooth ロゴ認証サービス

携帯情報機器向けの無線通信技術のことで、この技術によりノートパソコンや PDA、携帯電話などをケーブルを使わずに接続し、データをやりとりすることができます。免許なしで自由に使うことのできる 2.4GHz 帯の電波を利用し、消費電力が小さく、製造コストも低く抑えられるのが特徴です。

UL Japan は、2002 年に Bluetooth SIG から BQTF (Bluetooth Qualification Testing Facility) として認定を受け、実績・知識とも豊富な BQE (Bluetooth Qualification Expert) が在籍しています。 Bluetooth 搭載製品のロゴ認証のための事前打合せから試験・リスティングまでトータルサービスを提供します。

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	事前打合せ・テストプラン作成
2			お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
3	費用ご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどのご送付	\Rightarrow	受領後、製品試験の実施
4	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: テストレポートの作成
5	Bluetooth ロゴの表示開始	\Leftarrow	Bluetooth SIG へ申請

- Step 1 ULのウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、コンシューマーテクノロジー事業部 (emc.jp@ul.com) までご送信ください。また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額 (必要な場合)、サービス契約書 (必要な場合)、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。
 - 製品によっては試験内容が大きく異なったり、複雑なものになることがあり、ご希望をお伺いしながら製品に関する事前打合せを行います。
 - その後、全ての試験項目が記述されたテストプランを作成します。
- Step 2 上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額(必要な場合)、 サービス契約書(必要な場合)、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで 送信いたします。
- Step 3 お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金(必要な場合)、署名済 サービス契約書(必要な場合)の受領をもって確定させていただきます。



なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料 (仕様書など) もあわせて ご送付ください。

必要な資料、サンプルを受領しますと試験業務を開始します。 試験はテストプランに基づいて行います。

Step 5 規格適合を受け、Compliance Folder (適合性フォルダー) を作成し、Bluetooth SIG へ申請を行います。

Compliance Folder とは、製品の詳細、回路図、部品リスト、テストプラン、テストレポート、ICS/IXIT、適合宣言書などを含む技術ファイルです。

申請が受理されますと、リスティング (Bluetooth SIG のウェブサイトに掲載) されます。

Bluetooth 製品は出荷先国・地域での電波法認可が要求されています。是非、 Bluetooth ロゴ認証にあわせて、各国の電波法認可取得サービスをご利用ください。



Qi マーク認証サービス

『Qi (チー)』は相互接続確立を目的とする電磁誘導方式を主体とした非接触電力 伝送方式の標準規格です。この規格を満足した製品は、Qi マークを取得でき、また Qi マークを取得している製品は種類・メーカーを問わず相互で給電が可能です。



Oi マークの認証取得のためには、認定試験所の関与が必要になります。

UL Japan は、WPC (Wireless Power Consortium) に基づいた Qi マーク認証取得のための認定 試験所として認められており、適合性試験から認証書取得までをサポートします。

丁明 7 日 (-/\		
Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用ご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどのご送付	\Rightarrow	受領後、製品試験の実施
3	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: テストレポートの作成 インターオペラビリティ(相互接続)試験を当 該試験所に依頼
4	WPC Website に製品を登録	\Leftarrow	Qi マーク認証書発行

- Step 1 ULのウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、で記入の上、コンシューマーテクノロジー事業部 (emc.jp@ul.com) までご送信ください。また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額(必要な場合)、サービス契約書(必要な場合)、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。
- Step 2 お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金(必要な場合)、署名済サービス契約書(必要な場合)の受領をもって確定させていただきます。なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料(仕様書など)もあわせてご送付ください。必要とする資料、サンプルを受領しますと試験業務を開始します。
- Step 4 Qi マーク認証書が発行されましたら、お客様より WPC のウェブサイトに製品登録を行っていただきます。



SAR 試験サービス

SAR は Specific Absorption Rate (比吸収率)の略で、人体の単位質量、単位時間に吸収されるエネルギー量で定義されます。

当初、携帯電話の普及に伴い頭部(HEAD)への規制が主でしたが、胴部(BODY)への規制強化が進んでいます。日本でも、2014年に、従来のHEADに加え、BODYへの規制も追加されました。

UL Japan は、日本最大規模の SAR 試験棟と、最多の認可取得実績を有しており、SAR についての該非のご相談から、テストプラン策定、試験、レポート発行、日本をはじめ北米、欧州向けの認証取得まで対応いたします。

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用ご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどのご送付	\Rightarrow	受領後、製品試験の実施
3	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: テストレポートの作成

- Step 1 ULのウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、コンシューマーテクノロジー 事業部 (emc.jp@ul.com) までご送信ください。また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額 (必要な場合)、サービス契約書 (必要な場合)、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。
- Step 2 お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金(必要な場合)、署名済サービス契約書(必要な場合)の受領をもって確定させていただきます。 なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料(仕様書など)もあわせてご送付ください。
 - 必要な資料、サンプルを受領しますと試験業務を開始します。
 - 注:テストレポートは、EMF (Electromagnetic Field) 試験を要求している出荷先国・地域への評価レポートとして利用していただけます。



自動車 EMC Eマーキング認可取得サービス

欧州自動車 EMC 指令 Eマーキング

欧州では自動車 EMC 指令への適合が強制となっています。車両に搭載される電気・電子部品および 組立品には同指令への適合を証明する『Eマーキング』の表示が義務付けられています。

国際自動車基準 ECE Regulation 適合による E マーキング

自動車に関する安全基準や公害防止基準など、国際基準の調和が UN/ECE (国際連合 / 欧州経済委員会) により制定されており、基準に適合した製品には E マーキングを表示します。欧州自動車 EMC 指令と同等の電波障害抑制なども含まれています。

UL Japan は VCA (英国自動車認証機関)、SNCH (ルクセンブルグ自動車認証機関)、AVI (ベルギーの自動車規制認証機関) の認定試験所であり、UL Japan 発行のテストレポートが認められます。 注:製品によっては認証機関による立会試験が必要となります。

また、UL Japan は自動車メーカーが独自に要求する試験にも対応し、世界中の多くの自動車メーカーから認定試験所として認められています。各国規制とあわせてご利用をお待ちしております。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL(認証機関)アクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用ご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどのご送付	\Rightarrow	受領後、製品試験の実施
3	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: ①テストレポートの作成 ②認証機関へ申請
4	Eマーキングの表示開始	<=	認証機関より認可証の発行

Step 1 ULのウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、コンシューマーテクノロジー事業部 (emc.jp@ul.com) までご送信ください。また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額(必要な場合)、サービス契約書(必要な場合)、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。



Step 2 お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金(必要な場合)、署名済サービス契約書(必要な場合)の受領をもって確定させていただきます。 なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料(仕様書など)もあわせてご送付ください。 必要とする資料やサンプルを受領しますと試験業務を開始します。

- Step 3 申請資料を作成し、認証機関への申請を行います。
- Step 4 Eマーキングの表示には、認証機関からの認可証が必要です。よって認可証を受領されますと、Eマーキングを製品に表示していただけます。

車載機器 EMC サービス

UL は、JAB や米国 A2LA により ISO/IEC 17025 に基づいた試験 / 校正所として認定されています。また、複数の自動車メーカー様より承認された EMC 試験所として、以下の車載機器 EMC 試験サービスをしています。

規制に基づく試験・認証取得

二輪車三輪車指令、自動車セキュリティ指令、自動車国際規制 (ECE Regulation)、国際規格 (ISO、CISPR) など、自動車および車載機器や部品に対する規制に基づく試験・認可取得に幅広く対応しています。(VCA:テクニカルサービス、AVI/Snch 認定試験所)

自動車メーカー規格に基づく認証試験

各自動車メーカー規格に対応した EMC 試験を実施します。特に GM、Ford、Jaguar Land Rover、MAZDA などの認証試験所として、メーカー特有の要求 に対する EMC 試験を行っています。 EV、HV、PHV 車の高電圧電源ラインに接続される機器に要求される電圧変動試験サービスを提供しています。

Eマーキング

ECE Regulation の要求事項に適合した自動車部品に対して、E+数字(試験および認可した機関の国番号)を表した適合性マークです。(E1:ドイツ、E2:フランス、E3:イタリア など)

車載関連対応試験規格

- CISPR 25 および類似の測定
- ISO 11452-2、SAE J1113-21
- ISO 11452-3、SAE J1113-24
- ISO 11452-4、SAE J1113-4
- ISO 11452-5、SAE J1113-23
- ISO 11452-7、SAE J1113-3
- · ISO 11452-8
- · ISO 11452-9
- · ISO 11452-10

- SAE J1113-25
- ISO 7637-2/-3、ISO 16750-2
 - JASO D001-94 5.7
- 減衰振動パルス
- ・インパルス
- ・直流高電圧ラインの電圧変動試験



医療機器 EMC 試験サービス

日本では、2002 年医用電気機器の薬事法改正により薬事申請に EMC 法制化が導入され、JIS T 0601-1-2 などの EMC 規格に基づく適合が義務付けられています。

米国では FDA (食品医薬品局) が医療器規制の管理監督機関となっており、EMC に関しては IEC 60601-1-2 での評価を受け入れています。

欧州の医用機器指令 (MDD) では、2016 年 5 月 18 日より EN 60601-1-2: 2015 が整合規格となっています。

その他、中国、台湾、韓国、オーストラリアなど、各国の要求する規格への適合性を証明する資料となるテストレポートを発行いたします。

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用ご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどのご送付	\Rightarrow	受領後、製品試験の実施
3	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: テストレポートの作成

- Step 1 ULのウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、コンシューマーテクノロジー事業部 (emc.jp@ul.com) までご送信ください。また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額(必要な場合)、サービス契約書(必要な場合)、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。
- Step 2 お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金(必要な場合)、署名済サービス契約書(必要な場合)の受領をもって確定させていただきます。 なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料(仕様書など)もあわせてご送付ください。 必要とする資料、サンプルを受領しますと試験業務を開始します。



微弱無線設備登録制度「微弱無線適合マーク(ELP マーク)」サービス

全国自動車用品工業会 (JAAMA) では、アフターマーケットにおいて、微弱無線電波を利用した機器の粗悪品流通を排除し、積極的に品質の高い製品の普及促進を図ることを目指して、平成 27 年 6 月 1 日より「微弱無線設備登録制度 (ELP マーク)」を開始しました。



加えて、電波環境協議会 (EMCC) でも、電波法の「微弱無線設備」の規定に違反する無線設備の根絶を目的に、平成28年6月29日から「微弱無線設備登録制度(ELPマーク)」を開始しました。

ELP マークは、総務省の定める「電波法施行規則第六条第一項第一号」の規定による免許を要しない無線局(微弱無線局)に適合していることを指定試験機関による製品試験により確認し、 JAAMA および EMCC の厳正な審査を経て製品に表示することができます。 消費者は、ELP マークがあることで、電波法に適合した製品であることを確認できます。

UL Japan は、JAAMA および EMCC より指定試験機関として認定されており、微弱無線設備登録のための試験サービスを提供します。



ミリ波無線試験サービス

無線機器の普及が急速に進んでおり、近年その周波数帯は高周波数化されつつあります。ミリ波・マイクロ波には正確な定義はありませんが、およそ 10 GHz ~ 240 GHz の波長が短い周波数帯の電波を指し、大容量通信を目指す次世代のモバイル通信方式での利用検討をはじめとして、「高速」「高品質」「大容量伝送」の高速無線通信手段として、今後さらなる需要が見込まれています。

UL Japan では 240 GHz まで対応可能な測定器を取り揃え、75 GHz \sim 83 GHz を高いダイナミックレンジで測定する機材、110 GHz までをイメージフリーで試験する測定器を有しており、79 GHz レーダーで使用される 4 GHz 幅の超広帯域信号にも対応が可能です。UL Japan は、国内唯一の TCB(認証機関)として FCC 認可の発行を行っており、北米・欧州の測定要求周波数についても認証機関として対応しています。

申請プロセス

Step	お客様アクション		ULアクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用のご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどの送付	\Rightarrow	受領後、製品試験の実施
3	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: テストレポートの作成

- Step 1 ULのウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、コンシューマーテクノロジー事業部(emc.jp@ul.com)までご送信ください。また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額(必要な場合)、サービス契約書(必要な場合)、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。
- Step 2 お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金(必要な場合)、署名済サービス契約書(必要な場合)の受領をもって確定させていただきます。 なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料(仕様書など)もあわ
 - 必要な資料、サンプルを受領しますと、試験業務を開始します。
 - 必要またはご希望に応じて出荷先の国・地域への認可取得申請や届出を行います。



せてご送付ください。

Carrier Acceptance Test (CAT) サービス

ULでは、モバイルネットワーク事業者(キャリア)が端末(スマートフォン、モジュール、チップセットなど)を自社ネットワークに接続することを受け入れるために、キャリア独自の要求や仕様を満たしているかの確認試験サービスを提供します。

NTT ドコモ向け端末機器

UL Japan 湘南 EMC 試験所では、株式会社 NTT ドコモ社から W-CDMA、LTE 搭載機器のシグナリング評価試験の認定をうけ、ドコモ認定試験所として試験サービスを実施します。

KDDI 向け端末機器

UL Japan 湘南 EMC 試験所では、スマートフォン、モジュール、チップセットなどを含む KDDI 端末のシグナリング評価試験サービスを行う KDDI 認定試験所として試験サービスを実施します。

ワンストップサービス

UL では、CAT サービスに加えて、国内・海外電波法規対応(日本電波法、電気通信事業法など)、GCF/PTCRB サービス、無線ロゴ認証(WiFi、Bluetooth、Qi、NFC など)を含めたワンストップサービスを提供します。



測定機器校正サービス

ULは、A2LA(米国試験所認定協会)より国際規格 ISO/IEC 17025 に基づいた校正所として認定されています。また、定期的に信頼ある他の認定校正所と校正所間比較試験を実施することにより品質の維持を確認しています。

EMC 測定機器校正

UL Japan 鹿島 EMC 試験所では、以下の構成設備を使用し、様々な機器に対する校正サービスを提供しています。

校正設備	校正室(シールドルーム付)、Std. Antenna Calibration Site、 電波暗室、TEM-Cell / G-TEM Cell
校正対象機器	Dipole Antenna, Broad Band Antenna, Rod Antenna, Loop Antenna, Large Loop Antenna, Spectrum Analyzer, EMI Test Receiver, Signal Generator, Function Generator, Power Meter/Sensor, LISN, AMN, AN, ISN, CDNs, Injection Clamp, (150 to 50) Ω Adaptor, Current Probe, BCI Probe, Directional Coupler, Loop Coil/Sensor, ESD Simulator, EFT/Burst Simulator, Capacitive Coupling Clamp, Surge Simulator, Voltage Dip Simulator, Magnetic Field Meter, E-Field Probe, Preamplifier, Coaxial Cable, Attenuator, VSWR, Impedance, etc.

アンテナ校正

民生 EMC 試験所で要求される ANSI C63.5-2006 で規定された標準サイト法、3 アンテナ法および ETS・Lindgren Roberts Antenna を基準アンテナとした置換法に従ったアンテナ校正サービスを 提供いたします。

車載コンポーネント試験で要求される SAE ARP958 Rev.D で規定されたアンテナ校正サービスを提供いたします。

UL Japan 鹿島 EMC 試験所は、国内外の様々な自動車メーカー様から認定 EMC 試験所として認められており、同等の試験品質を得ることができます。

磁界メータ校正

国家標準であるドイツ物理工学研究所 (PTB) で校正された磁界メータを標準とし、置換法による校正サービスを行っております。(参照規格 IEC 61768 Annex A)

電界プローブ校正

国家標準であるドイツ物理工学研究所 (PTB) で校正された電界プローブを標準とし、置換法による校正サービスを行っております。(参照規格 IEEE Std 1309 Transfer Method)



地域・国別の申請

日本 VCCI 試験サービス

情報技術装置および電子事務用機器などによる妨害波を防止するための自主規制です。メンバーである製造者は VCCI に従うことが要求されています。 UL Japan は VCCI の登録試験所です。



由請プロセス

十明ノロ こへ				
Step	お客様アクション		ULアクション	
1	見積もり依頼	\Rightarrow	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知	
2	費用ご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどのご送付	\Rightarrow	受領後、製品試験の実施	
3	不適合の場合: 不適合箇所箇所の改善、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: テストレポートの作成	
4	適合確認届書をVCCIへ提出し、 受理証明書を受領			

- Step 1 ULのウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、で記入の上、コンシューマーテクノロジー事業部 (emc.jp@ul.com) までご送信ください。また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額(必要な場合)、サービス契約書(必要な場合)、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。
- Step 2 お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金(必要な場合)、署名済サービス契約書(必要な場合)の受領をもって確定させていただきます。 なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料(仕様書など)もあわせてご送付ください。 必要とする資料、サンプルを受領しますと試験業務を開始します。
- Step 4 お客様から VCCI に適合確認届書を提出いただき、受理証明書を受領されてから、出荷を開始してください。



日本 国内無線機器登録証明サービス

特定無線設備を国内で利用する場合、総務大臣が認可する登録証明機関の適合証明を得ることが義務付けられています。

UL Japan はこの日本の電波法における特定無線設備の登録証明機関として認定を受けており、無線機器 (免許不要局、包括免許局およびその他の無線局) の試験から証明書発行までのワンストップサービスを行っております。また、電気通信事業法における登録認定機関として認可を発行することが可能であり、携帯電話など公衆回線に接続される機器に対して電波法と合わせてご利用いただけます。(登録認定機関のサービスも電波法とほぼ同様です。詳細はお問い合わせください。)

証明方法には「技術基準適合証明」*1と「工事設計認証」*2の2つがあります。

* ¹ 技術基準適合証明 : 1 モデルごとに異なる認可番号を付与 * ² 工 事 設 計 認 証 : 同一機種は同じ認可番号を付与

申請プロヤス

Step	お客様アクション		ULアクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用ご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどのご送付	\Rightarrow	受領後、製品試験の実施
3	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: テストレポートの作成 ご希望の場合は申請書類の作成
4	証明ラベルの製品への表示	\Leftarrow	証明書または認証書の発行

Step 1 ULのウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、コンシューマーテクノロジー事業部 (emc.jp@ul.com) までご送信ください。また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額 (必要な場合)、サービス契約書 (必要な場合)、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。



Step 2 お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金(必要な場合)、署名済サービス契約書(必要な場合)の受領をもって確定させていただきます。

なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料 (仕様書など) もあわせて ご送付ください。

必要とする資料、サンプルを受領しますと試験業務を開始します。

Step 4 技術基準適合証明書または工事設計認証書が発行されましたら、証明ラベルを製品に表示してください。

表示ラベルには下記を掲載してください。

- マーク
- 記号 R
- 技術基準適合証明番号または工事設計認証番号



米国・カナダ FCC/ISED TCB/FCB 申請サービス

米国、カナダでは無線周波機器またはそれらの構成部品に対し、FCC(米国連邦通信委員会)/ ISED(カナダイノベーション・科学・経済開発省)が技術基準を規定しています。FCC/ISED の認可が必要な製品は、TCB/FCB 申請によって認可期間を短縮することが可能です。



TCBとは、Telecommunications Certification Body (適合性評価機関)の略で、装置認可証を発行するため、FCC が指定した認証機関です。UL Japan は、第8号認定 (TCB) に基づき、TCBとして認定されています。FCBとは、Foreign Certification Body (外国適合性評価機関)の略であり、UL グループとして、FCC/ISED に代わり認可証を発行することが可能です。

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用ご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどのご送付	\Rightarrow	受領後、製品試験の実施
3	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: テストレポートの作成
4	適合宣言の場合: FCC/ISED 適合表示の開始		
5	FCC/ISED 適合表示の開始	=	認可取得の場合: UL Japan または UL VS US より認可証の発行

- Step 1 ULのウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、コンシューマーテクノロジー事業部 (emc.jp@ul.com) までご送信ください。また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額(必要な場合)、サービス契約書(必要な場合)、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。
- Step 2 お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金(必要な場合)、署名済サービス契約書(必要な場合)の受領をもって確定させていただきます。 なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料(仕様書など)もあわせてご送付ください。



必要とする資料、サンプルを受領しますと試験業務を開始し、試験実施後、テストレポートの作成を行います。

テストレポートに基づいて、申請が必要な場合は、申請資料を作成し、TCB および FCB へ申請を行います。適合宣言が必要な場合は、適合宣言書と適合証明資料を作成いたしますので、それをもって FCC/ISED 適合表示ができるようになります。

Step 5 FCC/ISED 認可証は、UL Japan もしくは UL VS US より発行されます。

ULは、FCCに代わって FCC 認可証を発行できる TCB として認定されています。

注:TCB は、FCC に代わって認可を発行できる領域が指定されており、その認可は特定の割合で市場監査を受けることが条件になっています。

TCB を通じて取得した認可は、FCC と同等の効力を持ち、かつ、認可取得までの期間は FCCへの直接申請に比較して短期です。

UL は ISED に代わって無線機器の認可を発行できる FCB としても認可されています。 注: UL Japan は ISED の FCB ではありません。



欧州 CE マーキング適合支援サービス (EMC 指令・RE 指令)

EU 域内において、EU 指令に適合していることを証明するマークです。低電圧指令、 RE 指令、EMC 指令などに基づき、トータルサポートを提供します。 UL Japan は、RE 指令の適合性評価機関であり、適合性証明書の発行が可能です。



EMC 指令は、電子部品を含むほとんどの製品が対象となっています。 RE 指令は、送受信機器に適用されます。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用ご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどのご送付	\Rightarrow	受領後、製品試験の実施
3	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: テストレポートの作成、送付 ご希望の場合は、TCF(技術ファイル)作成支援
4	CE マーキングの表示開始		

- Step 1 ULのウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、コンシューマーテクノロジー事業部 (emc.jp@ul.com) までご送信ください。また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額 (必要な場合)、サービス契約書 (必要な場合)、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。
- Step 2 お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金(必要な場合)、署名済サービス契約書(必要な場合)の受領をもって確定させていただきます。 なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料(仕様書など)もあわせて

必要とする資料、サンプルを受領しますと試験業務を開始します。

試験所での試験が不可能な大型装置や特別な環境の中にある装置の場合は、出張測定を実施します。



ご送付ください。

Step 3 製造者は CE マーキングを製品に貼付するにあたって、技術資料 (適合宣言書を含む)、または、必要に応じて TCF (技術ファイル) を作成、保管することが義務付けられています。 TCF は、Technical Construction File の略で、製造者による適合宣言書、製品に関する情報、仕様書、取扱説明書、テストレポートなどをまとめたファイルです。

オーストラリア・ニュージーランド RCM マーク試験サービス

オーストラリア、ニュージーランドにおいて使用される製品に対して、EMC を規制する EMC フレームワークへの適合性を示すマークです。EMC、無線・有線機器への適合マークは、C-tick マーク (EMC および無線通信装置が要求さ



れる適合マーク)、A-tick マーク(有線の通信機器が要求される適合マーク)、RCM マーク(安全 と EMC および無線通信装置が要求される適合マーク)の 3 つの適合マークが存在していましたが、2013 年 3 月 1 日より、3 つのマークは RCM マークに統合されました。従って 2013 年 3 月 1 日以降、新たに製品を供給する場合は、ACMA(オーストラリア通信メディア庁)への届出および RCM マークの表示が要求されます。

既に供給者コードを登録済みの供給者は、3年間の猶予期間があり、2016年2月28日まで C-tick、A-tick マークの表示が認められています。2016年3月1日以降は、継続販売であったとしてもRCMマークの表示が必要です。

申請プロセス

Step	お客様アクション		ULアクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用ご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどのご送付	\Rightarrow	受領後、製品試験の実施
3	規格不適合の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: ①テストレポートの作成、送付 ②適合性フォルダーまたは TCF (技術ファイル) 作成支援
4	RCM マークの表示開始。但しマークの使用前に、UL New Zealand などの安全認証と電気機器安全認証システム(EESS) への登録が必要です。		

Step 1 ULのウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、コンシューマーテクノロジー事業部 (emc.jp@ul.com) までご送信ください。また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額(必要な場合)、サービス契約書(必要な場合)、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。



Step 2 お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金(必要な場合)、署名済サービス契約書(必要な場合)の受領をもって確定させていただきます。

なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料 (仕様書など) もあわせて ご送付ください。

必要とする資料やサンプルを受領しますと試験業務を開始します。

- Step 3 適合性フォルダーの構成は以下の通りです。
 - テストレポート
 - 署名済み適合宣言書 (DoC: Declaration of Conformity)
 - 機器の説明資料
 - 仕様書からの引用(適用規格、品質管理、保守情報など)
 - 製品の技術的説明
- Step 4 出荷が初めてである場合は、ACMAへのRCMマーク使用許可申請が必要です。この場合の申請者は、お客様の現地(オーストラリア)代表者でなければなりません。

韓国 KC マーク

韓国の電波法・電気通信基本法、電気用品安全管理法、品質管理および工業製品安全管理法に基づきそれぞれの対象製品に対して適合性が検証された製品に表示されるマークです。



製品安全については、CBレポートを利用して、認証を取得することも可能です。 (P35 を参照ください。)

電波法、EMC 適合については、RRA (国立電波研究所)告示に基づき、適合認証 / 適合登録(指定試験所適合登録・自己試験適合登録)を行います。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用ご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどのご送付	\Rightarrow	受領後、韓国の指定試験所にサンプル/申請関連資料を提出し、試験・証明(登録)の実施 *自己試験適合登録の場合、試験実施済みであれば試験報告書を提出し、指定試験所での試験は不要 試験未実施の場合には、弊社での試験実施も可能
3	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: RRA 発行の適合証明書/適合登録済み書を受領 表記要件案内
4	KC マークの表示開始		

- Step 1 ULのウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、コンシューマーテクノロジー事業部 (emc.jp@ul.com) までご送信ください。また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額 (必要な場合)、サービス契約書 (必要な場合)、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。
- Step 2 お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金(必要な場合)、署名済サービス契約書(必要な場合)の受領をもって確定させていただきます。 なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料(仕様書など)もあわせてご送付ください。 必要とする資料、サンプルを受領しますと、指定試験所もしくは弊社にて試験業務を開始します。
- Step 4 弊社にて適合証明書取得のためのサンプル、資料を準備し、RRA に申請を行います。



072 第二章 EMC / 無線関連サービス

各国電波法認可取得支援サービス

世界各国で規制されている電波法の認可取得申請を、申請資料作成から申請、認可取得までトータルサポートします。

UL Japan の申請実績は、約200の国・地域に及びます。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	お見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用ご了承と業務のご依頼 資料、サンプルなどのご送付	\Rightarrow	該当規制の調査
3			製品試験の実施
4	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: テストレポートの作成
5	認可証の受領	\Leftarrow	当局または規制機関へ申請(必要な場合)

- Step 1 ULのウェブサイトから「EMC 測定・申請業務記入フォーム」を入手し、ご記入の上、コンシューマーテクノロジー事業部 (emc.jp@ul.com) までご送信ください。また、製品仕様書のご提出もお願いする場合がございますのでご了承ください。上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金額 (必要な場合)、サービス契約書 (必要な場合)、必要なサンプル数並びに完了予定日などをメールで送信いたします。
- Step 2 お客様のご発注は、見積確認書、業務依頼書、並びに予納金(必要な場合)、署名済サービス契約書(必要な場合)の受領をもって確定させていただきます。 なお、上記に加え、顧客情報記入フォーム、サンプル、必要資料(仕様書など)もあわせてご送付ください。 必要に応じて当該製品に対応する規制を調査します。

製品およびそのスペックに対応する規制を調査し、必要申請資料などの情報をお客様に提示いたします。なお、調査費が別途必要になる場合がございますのでご留意ください。 お客様における製品出荷準備作業への支援として、マニュアルやラベルへの記載要件

など、製品の出荷にあたって要求される条件の情報を提供します。



- Step 3 必要とする資料、サンプルを受領しますと試験業務を開始します。 申請国内での試験が要求されている場合は、現地試験を手配いたします。現地試験で 規格不適合となりますと、その対応のために時間と追加の費用が発生しますので、弊社 での事前試験をお勧めいたします。
- Step 5 必要に応じて申請資料を作成し、該当する政府もしくは民間機関に申請を行います。 申請資料の提出後もコメントや質問に対応し、認可取得まで継続的支援を提供します。 申請を行った機関から認可証が発行されますと、必要に応じて出荷国への告知作業を 行います。



第三章 医療機器関連サービス

ULの医療関連サービスは、医療機器や体外診断機器、ラボ用機器、計測・制御機器などの安全 / EMC 規格に順じた評価・試験のみならず、生物学的安全性、ヒューマンファクターズエンジニアリング、品質マネジメントシステム審査・登録、さらには FDA (米国食品医薬品局)の査察への対応を支援するオンライントレーニングシステムなど、多岐にわたっています。また、米国をはじめとする各国市場への参入支援サービスも提供し、お客様の製品のグローバルな市場展開を支援しています。本章では、ULのネットワークを駆使したこれらのサービスについて紹介いたします。

- UL 認証サービスについては、P6 をご参照ください。
- 評価レポート発行サービスについては、P15 をご参照ください。
- CB スキームに基づく国際認証サービスについては、P18 をご参照ください。
- EMC 試験サービスについては、P58 をご覧ください。

各サービスの詳細については、下記までお問い合わせください。

株式会社 UL Japan ライフ&ヘルス事業部

T: 03-5293-6080 E: medical.jp@ul.com

生物学的安全性試験・生体適合性試験サービス(ISO 10993)

医療機器において、リスクアセスメントを考慮した生物学的安全性の確保が求められています。 ドイツにある弊社の生物学的安全性試験を行う試験所 (UL MDT) は ISO/IEC 17025 に基づく認定 を受けており、かつ医療機器の申請時に必要な GLP に準拠した環境での試験を実施しています。

UL MDT では ISO 10993 だけではなく、様々な成分分析、表面分析、微生物試験に対応しております。また、FDA ガイダンス、厚生労働省のガイドライン、USP、OECD、ASTM などの規制や規格に対応した試験を実施することも可能です。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	試験サンプルと仕向地に関する 情報の提供	\Rightarrow	各国規制に対応した試験のご相談
2	生物学的リスク評価の確認	\Rightarrow	試験内容についてのご提案
3	試験内容の最終確認と試験発注	\Rightarrow	試験の受注
4	試験サンプル受付票と試験サンプ ルの送付		①生体適合性試験の実施 ②試験結果報告書の発行
5	試験結果のご確認	\Rightarrow	試験結果報告書についてご説明(ご要望に応じて)

ヒューマンファクターズ/ユーザビリティエンジニアリング(HFE/UE)サービス

ヒューマンファクターズ / ユーザビリティエンジニアリング (HFE/UE) を適用し、重篤なリスクにつながる誤使用(use error) を防ぐことに重点が置かれています。医療機器およびコンビネーション製品の開発において、HFE/UE の適用が、法規制および国際規格によって要求されています。また、包括的な HFE/UE プロセスの適用は、新製品のみならず、既存製品にまで求められる場合があります。

優れたユーザーインタフェースが評価される市場においても、製品の競争力を確保するために、メーカーとして、HFE/UF の適用は必然です。

ULでは、HFE/UE専門家によるあらゆるサービスを提供しています。

< 弊計が提供可能なサービス例 >

- 米国 FDA および国際規格に適合した HFE/UE プランの作成
- ユーザーインタビューや観察を含むユーザーリサーチと使用環境の分析



- タスク分析、使用に関するハザードおよびリスク分析
- ソフトウェアおよびハードウェアのインタフェースおよびそれらに関連する文書(取扱説明書、 クイックリファレンスガイドなど)のレビューおよび開発・作成支援
- 開発中または開発後の製品を HFE/UE の観点から評価
- HFE/UE 社内および社外トレーニングまたはワークショップの提供
- 医療機器およびコンビネーション製品の形成的並びに累積的(バリデーション) ユーザビリティ試験
- 米国 FDA より要求されている HFE/UE レポート作成支援

FDA 査察対応オンライントレーニング (ComplianceWire®) サービス

ComplianceWire®は、400 を超えるコースコンテンツを持つ、Part11 に準拠した LMS (ラーニングマネジメントシステム) です。2016 年で 16 年目を迎える FDA と UL の CRADA (共同研究開発契約) や、システムの信頼性を評価いただき、医薬品・医療機器業界のお客様を中心に、世界中で 400 社以上の導入実績があります。

<サービスの主な特徴>

- 米国連邦規則 21 CFR Part11 に対応
- GAMP5 (FDA 推奨) によるバリデーションされたシステム
- 標準作業手順書(SOP) などの社内文書のトレーニングおよび教育記録管理

米国市場参入支援サービス

米国の医薬品・医療機器業界への参入にあたっては FDA の承認を得る必要があります。当社の/ウハウをご活用いただくことで、頻繁に変化する FDA の複雑な規制プロセスへ効率的に対処することができます。

<提供可能なサービス例>

- 市場参入ロードマップの策定
- 現状との ギャップ 分析、対応計画策定
- 改善支援
- FDA 登録認証サポート



海外認証および申請支援サービス

医療機器、体外診断用医療機器の各国規制・規格に関する情報提供、申請支援を通じて、世界市場への参入をサポートします。

地 域	サービス内容
北米	FDA (米国)
E U	CE/MDD、CE/IVDD

アジア諸国およびその他 CFDA (中国)、TFDA (台湾)、MFDS (韓国)、SFDA (サウジアラビア) 他

品質マネジメントシステム審査・登録サービス (ISO 13485)

UL は、英国の認定機関である UKAS 並びにカナダの認定機関である SCC より認定を受けた審査 登録機関として、医療機器における品質マネジメントシステムの国際規格である ISO 13485 に基づ く審査・登録を実施します。

医療機器を世界市場で製造・販売するにあたって、法規制を順守し、安全性と品質を実証するためのマネジメントシステムを構築する必要があります。

UL は ISO 13485 の適合性審査の際、同時に欧州医療機器指令 (MDD) または体外診断用医療機器指令 (IVDD)、CMDCAS(カナダ医療機器適合性評価システム) に基づく ISO 13485、INMETRO(ブラジル) の認証要求事項への適合性を評価することができる審査員を揃えています。





第四章 環境関連サービス

環境性能検証サービス、環境製品認証サービス(照明機器、建材、携帯電話、パソコン、モニターなど)、揮発性有機化合物(VOC)第三者認証・GREENGUARD認証など、環境性能評価にかかわる業務を行います。また、環境に関する各国規制の調査を実施し、レポートを発行することも可能です。

各サービスの詳細については、下記までお問い合わせください。

株式会社 UL 島津ラボラトリー 営業技術部

T: 075-803-0789

E: ULShimadzu@ul.com

エネルギー効率性に関しては、米国 ENERGY STAR®の認証サービスを提供しています。

エネルギー効率認証サービスについては、下記までお問い合わせください。

株式会社 UL Japan カスタマーサービス

T: 03-5293-6200

*音声案内では、「その他のサービス」をお選びください。

E: customerservice.jp@ul.com

環境性能検証サービス

リサイクル、有害物質含有率などに関する製品表示の妥当性確認を行うサービスです。

書類検査と製造ラインの検査を実施した上で、総合的に判断し、検証認証書を 発行します。



初回検証の際も年1回の認証更新の際も書類検査と製造ライン検査を行います。 また、必要なデータを抽出するため、製品の性能試験を実施する場合もあります。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	\Rightarrow	Scope Letter (スコープレター) により、必要な資料・サンプル、評価期間などの通知
3	資料、サンプルの送付	\Rightarrow	受領後、書類検査、製造ラインの検査、製品 の性能検査 (必要な場合) の実施
4	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再検証へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: 検証認証書の発行
5	環境性能検証マークの表示開始	\Rightarrow	認証更新(年1回)

Step 1 ULのウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入の上、カスタマーサービスまでご送信ください。

送付は、メールにて次にご送信ください: customerservice.jp@ul.com 上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な場合)、 サービス契約書(必要な場合)をメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール (予納金や契約書が不要な場合)で確定させていただきます。

注:申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理申請承認書/L37フォーム(Agency Authorization Notification)が必要です。

で依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter (スコープレター)をお送りします。

注: Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。



Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、 プロジェクト・オープンとし、評価業務を開始いたします。

製品の検証内容によって、書類検査、製造ラインの検査、製品の性能検査(必要な場合)の実施順位は変動します。

注:製品の性能検査が必要な場合、その料金は別途請求させていただきます。

Step 5 認証更新について

年1回、書類検査と製造ラインの検査を実施します。必要な場合は、製品の性能検査 も実施します。



環境製品認証サービス

製品カテゴリー別に策定されている下記の規格を用い、環境性能をレベル評価する環境ラベリングサービスです。

書類検査と製造ラインの検査を実施した上で、総合的に判断し、認証書を発行します。

初回検証の際も年1回の認証更新の際も書類検査と製造ライン検査を行います。 また、必要なデータを抽出するため、製品の性能試験を実施する場合もあります。



環境製品規格

NSF 140 (カーペット)NSF 332 (フロアリング材料)UL 100 (建材、石膏板)UL 102 (ドア)UL 106 (光源、照明機器)UL 110 (携帯電話)

BIFMA E3 (オフィス家具) IEEE 1680.1 (パソコンとモニター)

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL アクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	\Rightarrow	Scope Letter (スコープレター) により、必要な資料・サンプル、評価期間などの通知
3	資料、サンプルの送付	\Rightarrow	受領後、書類検査、製造ラインの検査、製品 の性能試験 (必要な場合) の実施
4	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再検証へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: 認証書の発行
5	環境製品認証マークの表示開始	\Rightarrow	認証更新

Step 1 ULのウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入の上、カスタマーサービスまでご送信ください。

送付は、メールにて次にご送信ください: customerservice.jp@ul.com 上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な場合)、 サービス契約書(必要な場合)をメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール (予納金や契約書が不要な場合)で確定させていただきます。

注:申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理申請承認書/L37フォーム(Agency Authorization Notification)が必要です。



ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter (スコープレター)をお送りします。

注:Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。

Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、 プロジェクト・オープンとし、評価業務を開始いたします。

製品の検証内容によって、書類検査、製造ラインの検査、製品の性能検査(必要な場合)の実施順位は変動します。

注:製品の性能検査が必要な場合、その料金は別途請求させていただきます。

Step 5 認証更新について

年1回、書類検査と製造ラインの検査を実施します。必要な場合は、製品の性能検査 も実施いたします。



揮発性有機化合物 (VOC) の測定、GREENGUARD認証サービス

各国の環境関連機関、自治体、国際機関などに認められている揮発性有機化合物 (VOC) の測定、GREENGUARD 認証を行います。米国グリーンビルディング協会 (US Green Building Council) の LEED 制度でも GREENGUARD 認証製品を用いた住宅・事務所はポイント加算の対象です。



初回認証では、製品の予備試験と製造ラインの検査を実施後、正式認証試験を行います。2 年目以降は、年1回の認証更新試験を実施し、認証を更新します。

申請プロセス

Step	お客様アクション		ULアクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	\Rightarrow	Scope Letter (スコープレター) により、必要な資料・サンプル、評価期間などの通知
3	資料、サンプルの送付	\Rightarrow	受領後、製造ラインの検査とサンプルの予備 確認試験の実施
4			正式評価
5	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再検証へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: 認証書の発行
6	GREENGUARD マークの使用開始	\Rightarrow	認証更新試験(年1回)

Step 1 ULのウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入の上、カスタマーサービスまでご送信ください。

送付は、メールにて次にご送信ください: customerservice.jp@ul.com 上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な場合)、 サービス契約書(必要な場合)をメールで送信いたします。

Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール (予納金や契約書が不要な場合)で確定させていただきます。

注:申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理申請承認書 /L37 フォーム (Agency Authorization Notification) が必要です。

で依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter (スコープレター)をお送りします。

注:Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。



- Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、 プロジェクト・オープンとし、検証業務を開始いたします。 先ず、工場を訪問しての製造ラインの検査と、重要事項(特定の化学物質の排出量など) の確認試験をサンプルに対して実施します。
- Step 4 正式評価では、全ての要求事項を網羅した試験を実施します。
- Step 6
 認証更新について

 年1回、製品の認証更新試験を実施します。



企業の持続可能性指数サービス

企業、その利害関係者、および取引先のための持続可能性に関する指標を構築し、環境および 社会的パフォーマンスに基づいて製造業の企業の格付け・認証を行います。 予備評価と本評価の2段階で実施されます。

申請プロセス

Step	お客様アクション		ULアクション
1	予備評価の見積もり依頼	\Rightarrow	費用見積もりの発行
2	費用ご了承	\Rightarrow	Scope Letter (スコープレター) により、必要な資料、評価期間などの通知
3	資料の送付	\Rightarrow	受領後、予備評価の実施
4	不適合の場合: レポートの分析、改善点の組み込みへ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: 予備評価レポートを提出
5	本評価の見積もり依頼	\Rightarrow	費用見積もりの発行
6	費用ご了承	\Rightarrow	Scope Letter (スコープレター) により、必要な資料、評価期間などの通知
7	資料の送付	\Rightarrow	受領後、本評価の実施
8	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再評価へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: スコアリング結果の算出、通知

Step 1/5 ULのウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入の上、カスタマーサービスまでご送信ください。

送付は、メールにて次にご送信ください: customerservice.jp@ul.com 上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な場合)、 サービス契約書(必要な場合)をメールで送信いたします。

Step 2/6 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール (予納金や契約書が不要な場合)で確定させていただきます。

注:申請者と業務依頼者が異なる場合は、代理申請承認書/L37フォーム(Agency Authorization Notification)が必要です。



で依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。そして、必要資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter (スコープレター)をお送りします。

注:Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。

Step 3/7 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、 プロジェクト・オープンとし、評価業務を開始いたします。 評価には、現地監査が含まれる場合があります。



米国 ENERGY STAR® エネルギー効率認証サービス

ENERGY STAR®(エネルギースター)とは、EPA(米国環境保護庁)が推進する電気・電子機器の省電力化を促すための施策の一環で、エネルギー消費に関する効率性を示すマークです。家電製品から産業機械、コンピューターまで幅広い機器が対象となっています。基準を満たした製品には当該マークを貼付して販売することが認められますが、EPAが認定した試験所による試験結果を、EPAが認定した第三者認証機関を通じて提出することが義務付けられています。

UL は、EPA の認定を受けたエネルギースター認証機関です。

申請プロセス

Step	お客様アクション		UL (EPA) アクション
1	見積もり依頼	\Rightarrow	費用見積もりの発行 必要なサンプル並びに資料の通知
2	費用ご了承	\Rightarrow	Scope Letter (スコープレター) により、必要な資料・サンプル、評価期間などの通知
3	資料、サンプルの送付	\Rightarrow	受領後、製品評価の実施
4	不適合の場合: 不適合箇所改善後、再試験へ		規格適合可否の判定、通知 適合の場合: EPA に申請
5	ENERGY STAR® ロゴの表示開始	\Leftarrow	EPA より認証書の発行

- Step 1 ULのウェブサイトから、ご申請に適した「申請依頼書」を入手し、ご記入ください。 申請依頼書は、各依頼書に記載のあるメールアドレス宛てにお送りください。 上記の情報を基に評価費用の算定を行い、お見積もり金額、予納金請求書(必要な場合)、サービス契約書(必要な場合)をメールで送信いたします。
- Step 2 お客様のご発注は、予納金の受領、署名済サービス契約書の受領、あるいは、メール (予納金や契約書が不要な場合)で確定させていただきます。 ご依頼内容確認のため弊社エンジニアリングスタッフが連絡をいたします。 そして、必要 資料・サンプル、評価期間、適用規格の情報などを含む Scope Letter (スコープレター) をお送りします。
- Step 3 お客様からの資料、サンプルがそろった時点で完了予定日を連絡いたしますと同時に、 プロジェクト・オープンとし、試験・評価業務を開始いたします。

注:Scope Letter 発行後にキャンセルされますと、キャンセル料が発生いたしますのでご注意ください。

Step 4 評価結果が基準を満たしていることを確認後、EPA に申請を行います。





第五章 化学製品情報サービス

UL は、長年の経験と知識に基づき、お客様のサプライチェーンを支援するための各種ソリューションを提供しています。複雑さが増す化学製品や材料に関する情報の円滑なやり取りを支援する化学物質情報サービスとして、WERCS (ワークス) と PROSPECTOR® (プロスペクター) をご紹介します。

WERCS については、下記までお問い合わせください。

E-mail: wercs.jp@ul.com

PROSPECTOR®については、下記までお問い合わせください。

E-mail: prospector.jp@ul.com

WERCS (ワークス)

人々の生活や労働環境を守るために、各国 / 地域では化学品に関する制度や法規制が設けられています。それらは時と共に変化し、化学品を取り扱う事業者各社は、最新情報を把握し、GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)を採用する各国の法令に準拠した SDS(安全データシート)およびラベルの作成に取り組まれています。

WERCS は、そのようなハザード・コミュニケーション(危険情報伝達)を効率的に行うための強力な支援ツールです。法規制遵守期限や罰則といったリスクを軽減し、EHS(環境/衛生/安全)への取り組みを合理的に管理することを目的として開発されています。

WERCS の特徴

- 世界各国 / 地域の規制に対応
- 現主要地域向けの SDS テンプレートを保有 (46 ヶ国語に対応)
- 必要機能を備えたモジュールを組み合わせることにより、カスタマイズが可能
 - 例)他システムと連携し自動化を行う DTE、SDS 作成プロセスにルールを追加できる Rule Writer、SDS やテクニカルデータシートなどの文書テンプレートを設計できる Power Designer など
- データ管理やレポート作成、ワークフロー管理まで、ハザードコミュニケーションに必要な 全プロセスの合理化が可能

また ULでは、WERCS ソフトウェアを使用して以下のような多様なサービスを提供しています。

- ·SDS 作成代行
- ・毒物・化学物質のデータ評価
- ・化学物質のインベントリーレビュー
- ・化学物質の有害性分類

- 製品登記・登録支援
- ・標的臓器 (STOT) のレビュー
- ・化学物質の通知
- 輸送分類のレビュー

WERCS に関するご質問は、お気軽に wercs.ip@ul.com までお寄せください。



PROSPECTOR® (プロスペクター)

プロスペクターは、プラスチックをはじめとする材料の総合情報データベースです。初めにユーザー登録(無料)をするだけで、利用者の用途に応じて豊富なメニューからご希望のサービスをご利用いただけます。www.ulprospector.com/ja

部品/製品メーカー様向けサービス

プロスペクターは、材料に関する正確で信頼できる情報データベースです。数万件規模を超える材料のデータシートや UL イエローカード情報 (UL 認証情報)、その他詳細な技術情報など、世界中のサプライヤーの情報に素早くアクセスしていただけます。無料および有料の検索ツールがあり、お客様の材料選抜調達に必要な情報がプロスペクターに集約されています。

材料メーカー様向けサービス

世界中の部品 / 製品メーカーに向けて、材料情報をオンラインで即時に提供することができます。当該情報を検索・閲覧したユーザーの分析もできるため、有効なセールス&マーケティングツールとして活用していただけます。その他にも以下をはじめとする多彩な情報発信ツールを提供しています。

- プロスペクターへの広告掲載
- 全ユーザー宛のメルマガへの記事掲載
- オンラインセミナーの開催 など

プロスペクターに関するご質問は、お気軽に prospector.jp@ul.com までお寄せください。







UL申請で役立つ予備知識

申請者、登録者、製造者とは

申請者 - Applicant

部品、製品またはシステムの認証を UL に申請する法人もしくは個人を指し、UL とはサービス契約書(後述)によって相互の利益が守られます。認証試験とフォローアップサービス(工場検査)に対する費用負担の責任を負っていただく場合が多く、製品の適合性評価結果を知る権利があります。申請に関する変更のご依頼も申請者より行われます。

登録者 - Listee, Recognized Company, Classified Company

UL 認証製品または付随するものにその名称が記されており、UL 認証製品の総合データベースである UL Product iQ™ にその名称が記載されている法人もしくは個人を指します。

英文では、Listee (リスティングの場合)、Recognized Company (コンポーネント・レコグニションの場合)、Classified Company (クラシフィケーションの場合) となりますが、いずれも同義です。

製造者 - Manufacturer

UL 認証製品を製造、組立て、出荷する生産者 (工場) を製造者とよびます。 フォローアップサービス (工場検査) は、この製造者を対象とする検査です。

オルタネイト / マルチプル・リスティング・プログラム

登録者の設定について、オプションとして以下のプログラムを用意しています。リスティング認証だけでなく、コンポーネント・レコグニション、クラシフィケーションの認証でもご利用いただけます。

オルタネイト・リスティング・プログラム (代理登録)

申請者が、自社製造ないしは他社に委託製造するUL認証製品に対して、申請者とは異なる第三者を登録者として申請することを可能にするプログラムです。この結果、ULによって公表されるその製品の情報に申請者の名前が表示されることはありません。具体的には、申請者が製品を登録者のブランド名で製造し、登録者が販売を行うなどのケースに適用されます。

申請時に必要な書類

- 1. オルタネイト・リスティー・フォーム (ALTERNATE LISTEE (A/L) FORM)
- 2. 契約書



マルチプル・リスティング・プログラム(他社ブランド登録)

申請者が、自社製造ないしは他社に委託製造する同一 UL 認証製品に対して、自社のみならず複数の第三者も異なる製品名 (モデルナンバーなど) で登録者として申請することを可能にするプログラムです。 具体的には、自社ブランド(申請者)での販売と並行して、他社に同一の製品を OEM 供給し、異なるブランド・製品名で販売されるケースなどに適用されます。

メインとなる登録者 (申請者) をベーシック・リスティー、2 社目からの登録者をマルチプル・リスティーとよびます。

申請時に必要な書類

- 1. マルチプル・リスティング申請書 (Multiple Listing Request Form) マルチプル・リスティーの製品がベーシック・リスティーの製品と、モデル名、デザイン、取扱説 明書などで異なる場合、それらの相違点を記載していただく書類
- 2. L445 などの契約書
- 3. マルチプル・リスティング・サービス契約書 (L14)
- 4. L14 Addendum フォーム

注意点

- ベーシック・リスティーとマルチプル・リスティーの製品は基本構造、設計などが同一であることが基本条件です。個々のケースでの具体的な詳細は、カスタマーサービスまたは営業担当者にお問い合わせください。
- マルチプル・リスティング製品の製造、包装、マーキングは、申請者の UL 登録工場で行われる 必要があります。
- マルチプル・リスティーの製品表示において、会社名でなく登録商標などで行われる場合、別途トレードネーム / トレードマークを申請いただく必要があります。これは、UL の市場検査などで必要になる情報です。

サービス契約書

サービス契約書は、お客様から ULへの業務依頼に関する、両者間の基本契約関係を記したもので、製品安全試験に関わるもの、工場検査に関わるものなど、内容に応じて異なる契約書が準備されており、JSA (UL Japan Inc. Services Agreement)、L405、L445、グローバルサービス契約 (Global Service Agreement: GSA) などがあります。

詳細はカスタマーサービスにお問い合わせください。

なお、当契約書は、個別のプロジェクトでとに締結するものでなく、上述の内容によって包括的に締結するものですので、一度で署名いただくと契約内容の変更や社名変更、国外への住所変更などがない限り、その効力は持続します。



予納金

予納金 (Preliminary Deposit) は、お客様のプロジェクトを UL が開始する前にお支払いいただく申請費用の一部または全額です。交通費などの諸経費は別途請求させていただきます。

適合性評価終了時に発行されるお客様への通知

完了通知および ULマーク使用許可書 (NofC/NofA: Notice of Completion and Authorization to Apply the UL Mark)

完了通知および ULマーク使用許可書は、製品の適合性評価が完了し、UL 規格への適合性が証明されて、UL 認証が終了したことを連絡するために申請者に送付されます。この通知の受領により、当該製品に ULマークを表示して出荷することが可能になります。ただし、IPI アデンダムが伴われている場合は、初回ロット検査(IPI) に合格するまでは、ULマークので使用を控えていただくことになります。

IPI アデンダム (Initial Production Inspection Addendum)

IPI アデンダムは、適合性評価は完了したが、IPI を受けていただく必要がある場合に発行されるもので、それは次の場合です。

- 1. 当該製品の製造者が、新規に UL 登録をされた製造者である場合
- 2. 適合性評価部門が必要と判断した場合

IPIでは、UL 検査員がフォローアップサービス・プロシージャに従って製造工場において当該製品の検査を行います。この IPI を完了してはじめて、UL マークを表示して製品を出荷することができますが、プレプロダクション訪問 (Pre-Production Visit) の実施により、IPI の実施に代えることも可能です。

請求書(インボイス)の発行・お支払い

UL 認証におけるUL からの費用請求は、認証評価プロジェクトに関連するものと、フォローアップサービス (工場検査) に関連するものの 2 種類があります。 請求書は原則として申請者に送付されます。 ただし、申請者が指定する宛先に請求することも可能です。

New Work (認証申請)費

- 新規製品評価費

新規に申請された製品の評価認証費用で、業務完了時(ULレポート/フォローアップサービス・プロシージャ発行時点、ないしは、お客様のご指示による評価業務の中止時点)で請求書を発行いたします。予納金をお支払いの場合は、残額のお支払いをしていただきます。

- フォローアップサービス・プロシージャの記載内容変更費 部品変更など、フォローアップサービス・プロシージャの記載内容の変更に伴う業務完了時に請 求書を発行いたします。

フォローアップサービス費

- ファイル年間登録費(AF: Annual Fee) 毎年1月末日あるいは2月上旬に年次の請求書が発行され、送付されます。この費用は、申請者が登録した製造工場でとに発生します。
- 工場検査費 工場検査が行われた月の月末締めで請求書を発行いたします。
- ラベル費

タイプ L のラベルサービスが適用されるお客様に、ラベルの製造費、取扱い手数料、送料とサービスチャージを 2 回に分けて請求書を発行いたします。

- サンプルテスト費
 - 製品カテゴリーにより、サンプルテスト(工場検査で抜き取ったサンプルを試験所に送付し実施するテスト)が要求される場合は、テストが完了後、月末締めで翌月に請求書を発行いたします。
- バリエーション・ノーティス費 (VN Fee) バリエーション・ノーティス (VN) が発行された場合、月末締めで翌月に請求書を発行いたします。
- マルチプル・リスティング年間登録費 (ML Annual Fee) 毎年1月頃年次の請求書を発行いたします。カテゴリー・コントロール・ナンバー (CCN) 単位で費用が発生します。請求書はマルチプル・リスティーに送付されます。
- オルタネイト・リスティング年間登録費 (AL Annual Fee) 毎年1月頃年次の請求書を発行いたします。カテゴリー・コントロール・ナンバー (CCN) 単位で費用が発生します。請求書はオルタネイト・リスティーではなく申請者に送付されます。



UL 認証時にお客様に送付される書類

UL レポートとフォローアップサービス・プロシージャ

UL 申請が完了しましたら、以下の書類を発行し、申請者、製造者にそれぞれ電子ファイルでメール にて送付いたします。なお、送付先はご指示をいただければ変更いたします。

名称	英語名	送付先
UL レポート	Procedure & Report	申請者
フォローアップサービス・ プロシージャ	Follow-up Service Procedure	製造者

注: UL 規格の改訂があった場合、規格改訂による登録製品の再評価 (Industry File Review) が行われることがあります。再評価 のお知らせは、Industry File Review-Announcement Letterとして申請者に送付されます。

これらの文書は、myUL™ にご登録いただきますと、オンライン上でいつでも閲覧いただくことが可能 です。

注: myUL™ については、P111 をご参照ください。

UL レポート

UL テストレポート、申請者レポート、プロシージャ・レポートとも呼ばれるこのレポートは、以下の ような文書で構成されており、製品の詳細並びに試験データなどが記述されています。 ULレポートは申請者に送られます。

- ① Authorization Page ② Addendum to Authorization Page
- ③ Mark Data Page
- ④ Index
- ⑤ Appendix
- 6 Section General
- 7 Cover Page
- ® Description Page
- (9) Test Record

Mark Data Page は、取得された ULマーク(リスティング・マークまたはレコグナイズド・コンポー ネント・マーク) に応じた内容が記載されます。

また、カテゴリーにより、Appendix や Section General は含まれない場合や、上記以外のページ が含まれることもあります。

フォローアップサービス・プロシージャ

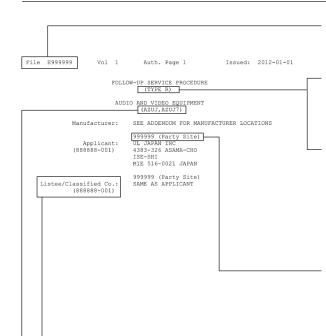
- フォローアップサービス・プロシージャは、UL レポートから Cover Page と Test Record が省かれたもので、UL 検査員が工場検査を行う際の手順書の役割を果たします。フォローアップサービス・プロシージャの所有権は UL に属します。
- フォローアップサービス・プロシージャは、適合性評価が完了すると、製造者に送付されます。 初回ロット検査 (IPI) が必要な場合、フォローアップサービス・プロシージャの送付状に IPI が 完了するまで出荷することができない旨が記載されています。
- 正式なフォローアップサービス・プロシージャが届くまでの間に IPI が実施される場合は、希望があれば仮のフォローアップサービス・プロシージャを発行し、検査を行うことも可能です。
- フォローアップサービス・プロシージャの記載内容が変更された場合、改訂ページ (Revised page) が発行されます。

CB レポートスタイルの文書については、『CB インテグレーション』(P105) をご参照ください。



主なページの記載内容

Authorization Page



ファイルナンバー

次ページを参照ください。

タイプ R

通常の年4回のフォローアップサービスの実施が望ましい製品やシステムに適用されます。

タイプ L (Label Service)

製造者が製品またはシステムに実際に使用しているラベルの使用量に基づいてフォローアップサービスを実施することが望ましい製品やシステムに適用されます。

パーティサイトナンバー

サブスクライバーナンバーに代わって、UL に登録されている申請者、登録者、製造者に対し、会社名と住所の組み合わせ毎に発番されます。

申請者、登録者、製造者の名称と住所

登録者は、レコグナイズド・コンポーネントの場合は Recognized Company、アンリステッド・コンポーネント* の場合は、記述なしとなります。

CCN (カテゴリー・コントロール・ナンバー)

製品種類ごとに異なる番号が割り当てられます。

例:情報処理機器=NWGQ

NWGQ UL 規格を基に評価されたリステッド製品

NWGQ2 UL 規格を基に評価されたレコグナイズド・コンポーネント

NWGQ3 UL 規格を基に評価されたアンリステッド・コンポーネント*

NWGQ7 CSA 規格を基に評価されたリステッド製品

NWGQ8 CSA 規格を基に評価されたレコグナイズド・コンポーネント

NWGQ9 CSA 規格を基に評価されたアンリステッド・コンポーネント*

*アンリステッド・コンポーネントとは、ある特定の機器のみに使用されるため限定付きで認められている部品や材料で、その登録は一般公開されません。また、ULマークも表示されません。



ファイルナンバー

ファイルナンバーとは、UL レポートやフォローアップサービス・プロシージャに付与されるファイルの識別番号のことです。それぞれの申請者に対し、カテゴリー・コントロール・ナンバー(CCN)でとにファイルが付与されますので、例えば、2 つの CCN で認証製品をお持ちのお客様は 2 つのファイルナンバーを持つことになります。

ファイルナンバーはアルファベットと数字から構成されており、最初のアルファベットは製品カテゴリーを表しています(例:E12345)。各アルファベットが示す製品カテゴリーは以下の通りです。

Α	アセチレン機器	SA	安全機器
BP	盗難予防機器	R	防災剤
E	電気機器	EX	消火用品
K	石油機器	S	信号機器
MH	ハザード関連機器	AU	自動化機器
MQ	船舶機器	MP	その他の石油機器
MS	その他消火用スプリンクラー		

UL ファイルには、ボリュームとセクションがあります。

- ボリューム (Vol.)

申請書、登録者、製造者と、リスティング・マーク、レコグナイズド・コンポーネント・マーク、アンリステッド・コンポーネント・マークの組合せによって割り当てられます。

- セクション (Sec.)

特定の製品モデル、シリーズに割り当てられます。

注:ないものもあります。

─ ボリューム番号:1 ─ セクション番号:1 製品:A,B,C ─ セクション番号:2 製品:X,Y,Z

ファイルナンバー

類似モデルの場合:

通常、同一セクションに追加されます。申請者が希望される場合、製品モデルを別のセクションに分けて登録することも可能です。

類似性がない場合:

通常、新しいセクションに登録されます。



Addendum to Authorization Page

Authorization Page に 続く Addendum to Authorization Page には、UL に登録された当該製品の製造工場の社名、住所、工場識別番号 (Factory ID) フォローアップサービスの契約当事者である UL グループ会社の社名が記載されます。

Mark Data Page

リスティング・サービスまたはコンポーネント・レコグニション・サービスを受けている製品のフォローアップサービス・プロシージャには必ず含まれているページです。

- リスティング・サービスの場合:Listing Mark Data Page
- コンポーネント・レコグニション・サービスの場合: Recognized Component Mark Data Page

カナダ向けマークも取得された場合は、カナダ向け Mark Data Page が追加されます。

リスティング・マークは、下記の4項目で構成されています。

- UL Listing Mark*
- "LISTED" の表記 (UL Listing Mark に含まれています。)
- Control No. (あるいは、許可された場合は File No.)
- Product ID



Company Name or Trademark/catalog, model or type No. など。



銘板上にマーキングのスペースがない場合などは、別のパッケージ上などに Separable Listing Mark として表示する場合もあります。(例:ヒューズ)

*UL 認証マークは UL のウェブサイトからダウンロードできます。 エンハンスト / スマート UL マーク:https://markshub.ul.com 従来の UL 認証マーク:

https://www.ul.com/marks/ul-listing-and-classification-marks/downloadable-ul-marks/

Index

該当ボリュームの下に含まれるモデル名 / セクションナンバー / レポート発行日および米国(US)向けか、カナダ(CN) 向けかが記載されます。

Appendix

Section General

カテゴリー・コントロール・ナンバー(CCN)毎にAppendixの記述内容が定められており、Appendix自体が設けられていないCCNもあります。一般的には下記の内容が記載されています。

APP A.	UL 検査員の義務(フォローアップサービスで実施すべきこと)
APP B.	UL に送るためのサンプル抜き取りに関する指示内容
APP C.	抜き取られたサンプルに対して UL で行われる試験内容
APP D.	製造者の義務(出荷前にライン上で実施する試験の除外規定など)

Section General は、ボリュームナンバーごとに設けられ、それぞれのセクションに共通する要求項目に関する一般的な内容が記載されます。なお、Description Page に記述されている内容と異なる場合は、Description Page のものが優先されます。



Description Page

Product Covered	製品情報、US and/or CSA、Listed/Unlisted Component または Recognized Component、モデル名など
Electrical Rating	定格情報
Engineering Consideration	使用用途
Special Condition	どの規格で評価されたかなど
Conditions of Acceptability/C of A	部品使用許可条件 (Recognized Component、Unlisted Component のみ)
Construction Detail	その製品または部品に対する要求事項
Figure (Fig) 1,2,3···	その製品または部品の写真
Illustration (ILL)	イラストおよび図面

注:上記内容は製品カテゴリーによって異なります。

Test Record

実施した試験項目が記載されています。試験結果は、myUL™でいつでも閲覧いただけます。



CB インテグレーション

UL は、IT 機器、AV 機器、測定器、医療機器を対象に、UL レポートとフォローアップサービス・プロシージャの書式を、CB 制度の下で国際的に使用されている CB テストレポート・フォーマット(TRF)と同一のものにしており、これを CB インテグレーション (CBI) とよんでいます。

CBスタイルのレポートは以下の構成をとります。

- ① Authorization Page
- ② Addendum Page

③ Index

- 4 Generic Inspection Instruction
- ⑤ Appendix
- 6 Description
- 7 Test Record

Test Record を除いたものがフォローアップサービス・プロシージャとして製造者に送られます。項目①~ ④は、ボリューム共通です。また、Test Record の内容は、myUL™ で閲覧できます。

CB インテグレーション対象のフォローアップサービス・プロシージャは、ボリュームナンバーの前に "X"を付与して従来の書式のものと区別されます。

(例) Vol. X1

また、個別の製品レポートは、テストレポートとして Test Report Reference No. でも識別されます。

CB インテグレーション (CBI) による Test Report Reference No. の表示

Test Report Reference No. Exxxxxx-A1-UL

1

23 (

- ① UL ファイルナンバー
- ② アルファベットが入り、それぞれ保管されるサーバー上の位置を示します
- ③ ファイル内の何番目のレポートかを示します
- 4 UL: UL レポートであることを示します

参考: CB レポートの場合

Test Report Reference No. Exxxxxx-A1-CB-1

(1)

2 3 4

- ① CB ファイルナンバー
- ② アルファベットが入り、それぞれ保管されるサーバー上の位置を示します
- ③ ファイル内の何番目のレポートかを示します
- ④ CB: CB レポートであることを示します
- ⑤ 訂正番号を示します

4回目の訂正ごとに数字が増えます

例:第1~3回までは訂正番号が1、第4~6回までは訂正番号が2、など



フォローアップサービス(工場検査)

製品の適合性評価が完了すると、製造工場においてフォローアップサービス (FUS) とよばれる工場検査が実施されます。工場検査では、安全性が十分確保された製品が工場から出荷されることを確実にするために、製品が認証時のサンプルと同じ構造または工程で製造されていることや UL 規格に適合していることを確認します。

- 工場検査は、通常年4回の予告なしの訪問形式で行われます。(製品によって訪問回数が変わる場合があります。)
- UL 検査員は、契約によって全ての製造場所と保管場所に自由に立ち入ることが許可されています。
- 試験・認証時の評価結果を基に作成されたフォローアップサービス・プロシージャ(以下、プロシージャ)とよばれる書類に基づいて、製品および製造工程を検査します。また、サンプル抜き取り検査なども実施し、工場で抜き取ったサンプルを UL の試験所で検査・試験することもあります。
- 工場検査の結果、製品または製造工程がプロシージャの記載と異なる場合など、UL 検査員は バリエーション・ノーティス (Variation Notice) とよばれる書類を発行します。

訪問時に UL 認証製品が製造されている場合、または在庫がある場合には、それらを検査します。また、ULマークを表示することが決まっている製品の部品がある場合は、それらを検査することがあります。

なるべく製品の検査を行えるように、UL 認証製品の生産予定や、休業日などを前もってご連絡いただくようお願いする場合があります。ただし、訪問時に対象製品がない場合は、生産前確認訪問(Production Ready Visit)として、製造工場において、UL 認証製品を生産する準備が整っているかどうかを確認いたします。

FUStart (ファスタート)

FUStart (ファスタート) は、ULの工場検査プログラムであるフォローアップサービス (FUS)を円滑に受けていただくために必要な基礎知識について、事前にご説明するサービスです。これから初めて工場検査を受けるお客様や、初回ロット検査への備えとして最適です。ウェブサイトでの自習コースと、UL 検査員が製造施設を訪問して説明を行うコースがあります。

ウェブサイトでの受講(自習コース)

以下のサイトに複数の言語で資料をご用意しておりますので、ダウンロードの上、受講してください。 http://services.ul.com/service/follow-up-service/



UL 工場検査員の訪問説明による受講

当方式での受講を希望される場合は、担当の検査センターへお申し込みください。

初回ロット検査(IPI)

ULで評価された製品または部品の初回生産時に合わせて、登録された製造工場で行われます。 初回ロット検査 (IPI: Initial Production Inspection) が要求された製品は、IPI に合格してはじめて ULマークをつけて出荷できるようになります。

- IPI の主旨は、初回生産品がプロシージャの記載通りに製造され、UL 認証品として出荷可能かどうか検査することです。主に新規に UL に登録された製造者や、適合性評価部門にて必要と判断された時に IPI が要求されます。
- IPIでは、量産における初ロットが検査対象になります。量産試作のように通常の量産と全く同じ 手順で作られた製品も含み、ロットの大きさの制限はありませんが、検査だけのために特別に 準備されたサンプルは不適当です。
- プロシージャは、通常 IPI 前に工場へ送付されます。なお、myUL™へのご登録があれば、入手されるまでの時間が短縮されます。

該当製品の製造日程が決定した時点で、IPIで希望の日程を担当の検査センターまでで連絡ください。

IPI をお受けになる期限は特にございません。登録された後、IPI 完了前でも、UL 検査員は通常のフォローアップサービスとして予告なしの訪問検査を定期的に行います。その際には、IPI の対象となっている製品が製造されていないことを確認いたします。

IPI 実施の際も通常の検査料金が適用されます。IPI に起因するその他費用(例:バリエーション・ノーティス費) についても、通常のフォローアップ検査の場合と同様の扱いをいたします。



バリエーション・ノーティス (VN)

工場検査の結果、製品または工程がフォローアップサービス・プロシージャの記載と異なる場合などに、UL 検査員がその内容を記録し、製造者に連絡する報告書です。

工場検査でバリエーション・ノーティス (VN) が発行された場合、VN に記載された各アイテム毎に必要なアクションを実施頂く必要があります。取り得るアクションは指摘事項の内容により様々ですので詳しくは VN 発行時、担当検査員にで確認ください。なお、VN に記載された指摘事項解決のためにコメントをお送りいただく際には VN の番号を必ずお書き添えください。



オーソライズド (登録) ラベルサプライヤー・プログラム

ULマークの入ったラベルを外部向けに製造または供給するオーソライズド (登録) ラベルサプライヤー (ALS: Authorized Label Supplier) を対象としたプログラムです。

- UL に登録された完成品に表示するリスティング・マーク、クラシフィケーション・マークまたはエンハンスト UL マークを登録された製造工場で作成せず、ラベルサプライヤーから入手する場合は、オーソライズド(登録)ラベルサプライヤー・プログラム(ALS プログラム)に登録されたラベルサプライヤーからのみ入手可能です。
- L10 契約書に署名した登録ラベルサプライヤーは、UL のウェブサイトにリストアップされ一般のお客様に公開されています。
- 本プログラム下では、UL 検査員が登録ラベルサプライヤーへ年 4 回以上検査訪問しますので、 より信頼性の高いラベルの入手が可能です。

また、ラベルの受発注の記録を UL 検査員がセットメーカーと登録ラベルサプライヤーの両方から検証することで、ULマークの整合性をより高めてまいります。

注:レコグナイズド・コンポーネント・マークは、2020年5月現在、本プログラムの対象外です。

ラベルデザインの承認

STEP1 申請時点で、ラベルのデザインを UL ファイルごとに 1枚ご提出ください。

STEP2 1つのファイルに複数のモデルが登録されている場合は、代表的なモデルのラベルデザインを1枚ご用意ください。ラベルのデザインに問題がなければ許可印を押印した上で返送します。(通常1週間程度)



ラベルデザインの確認対象は、P102 のリスティング・マークの 4 項目のみです。

許可印を捺印するためのラベルデザインは、リステッド製品またはクラシファイド製品にのみ提出 が義務付けられております。

ULマークを外部製造業者に発注される場合は、発注先が本プログラムへのご登録を済まされているかどうかを必ずご確認ください。

ULのウェブサイトで、登録されたラベルサプライヤーを検索していただけます。

初めて登録ラベルサプライヤーにラベルを発注する場合

図面とともに UL の認可印が捺印されているラベルデザイン (コピー可) を添付して発注先にご提出 ください。



2度目以降に登録ラベルサプライヤーにラベルを発注する場合

ラベルデザインの貼付は不要です。ただし別ファイルに登録されている製品に付けるラベルを発注 する場合は、そのファイル用の認可印が捺印されたラベルデザインを添付してください。

エンハンスト UL マークの承認

UL ウェブサイト内の Marks Hub でアカウントを作成し、そのアカウントから申請手続きをしていただけます。

https://markshub.ul.com/



お客様用オンラインサービス

$myUL^{TM}$

UL業務に関する最新情報をまとめて閲覧していただけるお客様専用ポータルサイトです。 myUL に登録いただくと、下記のような情報・サービスを利用することができます。 ステータス毎のプロジェクト件数が一目で分かる機能やアラート機能も用意されています。

https://my.ul.com/home

注:ご利用にはユーザー登録が必要です(無料)。

お見積もり・オーダー

お見積もり番号、作成日、価格などを閲覧できます。また、お客様のプロジェクトの番号、UL 担当エンジニアに加え、各タスクの納期や進捗状況、タスクの完了度合いをパーセントで表示する機能や通知機能も備わっています。

ドキュメント類

UL レポート、フォローアップサービス・プロシージャ、各国認証書(一部を除く)のダウンロードが可能です。

サンプル情報

プロジェクトとフォローアップサービスにおけるサンプルの受領日、現在のサンプルの状況や処理日、 処理方法などを確認していただけます。

工場検査レポート、バリエーションノーティス(VN)

それぞれの発行日、製造工場名、ファイル/ボリューム番号などを閲覧できます。

ロケーション

お客様のパーティサイトナンバー(会社の識別番号) に紐づく社名や住所、役割(申請者、製造工場) などの情報を確認することができます。

請求書

Payment Total (決済ツール) により、請求書の閲覧・印刷が可能です (一部の請求書は支払いも可能)。

注:ご利用には myUL™ とは別に登録が必要です。

ドキュメントのアップロード機能

オーダーに関する資料(最大 2GB)をULに送信することができます。



UL Product iO™

- UL 認証製品の総合データベースです。
- ファイルナンバー、カテゴリーコントロールナンバー、会社名、モデル名などによるキーワード検索や絞り込み検索によって、UL 認証製品の情報に迅速にアクセスすることができます。
- プラスチックなど一部の材料・製品は、燃焼性などの特性による検索も可能です。
- 実施したサーチに名前を付けて保存する、よく使う言葉をタグとして保存する、適合確認書 (Confirmation Letter)を入手するなどのサービスも利用可能です(有料)。
- Prospector® に登録されているお客様は、同じアカウントでログインすることができます。

https://iq.ulprospector.com/info/

UL iQ[™] データベース

UL iQ[™] Databases

- UL が認証した部品や材料に関する情報を網羅したデータベースです。
- 会社名、ファイルナンバー、種類、定格、材料など様々な要素・特性から、UL 認証製品の検索ができます。
- これらのデータベースは、随時 UL Product iQ™ に移行されていく予定です。

https://iq.ul.com/



MarksHub

- エンハンスト/スマート ULマークやバッジの作成、UL によるレビュー、承認されたマークのダウンロードを実施できます。
- これらの使用方法/要件、バリエーションなども掲載されています。

https://markshub.ul.com/

注:ご利用にあたっては、アカウント登録が必要です(無料)。

規格情報サイト

Standards

- UL 規格の総合情報サイトです。
- UL 規格の最新版や CSA・IEC との整合規格、適用範囲などが掲載されています。

https://ulstandards.ul.com/

UL 規格提供サイト

Standards Certification Customer Library

- UL 認証を登録されている企業の社員の方は、本サイトから無料で UL 規格を、IEC あるいは ISO に基づく UL 規格は割引価格で、ダウンロードできます (HTML、PDF 形式のみ)。
- ご希望の UL 規格を登録していただくと、その規格の改訂情報などをメールでお知らせします。

https://www.ulstandards.com

注:ご利用にはユーザー登録が必要です。カスタマーサービスまでお問い合わせください。

UL 規格販売サイト

UL Standards Sales Site

- UL 規格の購入申し込みサイト。試験器具、各種規格関連文書も購入していただけます。
- サブスクリプション (UL 規格購読会員) サービスはこちらからお申し込みください。

https://www.shopulstandards.com/

本申請ガイドの PDF 版は、こちらから入手していただけます。 https://japan.ul.com/publications/application_guide/





用語集

Α

ΑF

ANNUAL FEE の項目を参照

AGENT/AGENCY

エージェント

申請者の代理として行動する個人または会社

ALS

AUTHORIZED LABEL SUPPLIER PROGRAM の項目を参照

ALTERNATE LISTING PROGRAM

オルタネイト・リスティング・プログラム(代理登録) 申請者が自社名を公表しない場合に、第三者を登録者として登録すること。 リスティングだけでなく、コンポーネント・レコグニション、 クラシフィケーションでも利用可能

AMERICAN NATIONAL STANDARDS

米国国家規格

ANSI (米国規格協会) に提出され、米国国家規格として制定された規格。ANSI に米国国家規格として認められた UL 規格は ANSI/UL 規格として登録される

ANNUAL FEE (AF)

ファイル年間登録費

認証製品のファイルのメインテナンスや見直しを 行う費用で、年1回請求される

ANTI-COUNTERFEITING OPERATIONS

偽造品防止活動

UL 認証を受けていないが、ULマークを貼付して 販売されている、または、販売されようとしてい る製品を発見、排除、防止する活動

APPEALS PROCESS

再考請求

ULの出した判定に対して顧客が再考を UL に要求すること

APPENDIX

フォローアップサービス・プロシージャの一部で、 製造者と UL 工場検査員の義務や必要な製品試験に関する指示事項などが記されている

APPLICANT

申請者

部品、製品やシステムの認証を UL に申請する会社または個人。当事者は契約上、評価およびフォローアップサービスに必要な経費の支払い責任を負い、評価の結果として報告される情報に対する権利を有する

APPLICANT REPORT

申請者レポート

UL REPORT の項目を参照

APPLICATION

申請

製品の UL 認証あるいは他のサービスを受けるために UL に対して行う手続き

APPLICATION FORM

申請依頼書

UL に見積もりを依頼する際に提出するフォーム。 お見積もり依頼書、業務依頼書ともよばれる

ASTM

米国試験材料協会

ASTM International (旧称 American Society for Testing and Materials: ASTM)を指す。世界最大級の民間規格制定機関(非営利団体)で、約130分野(プラスチック、金属、塗料、繊維、



石油、建設、エネルギー、環境、消費財、医療サービス・機器、コンピュータシステム、電子など)の標準試験方法、仕様、作業方法、ガイド、分類、用語集を作成している

AUTHORIZATION PAGE

ULマークの使用許可を与える UL レポート、フォローアップサービス・プロシージャの最初のページ。申請者、登録者、製造者のそれぞれの名前と住所、カテゴリー・コントロール・ナンバーなどが記されている

AUTHORIZED LABEL SUPPLIER (ALS) PROGRAM オーソライズド (登録) ラベルサプライヤー (ALS) プログラム

ULと契約書を取り交わし、登録された印刷業者または中間業者のみに、UL認証製品に貼付するULマークが入ったラベルの印刷あるいは供給を許可する制度

В

BASIC LISTEE

ベーシック・リスティー マルチプル・リスティング・プログラムにおける メインとなる登録者

BSMI MARK

BSMI マーク

台湾の商品検査法に基づき、適合性が検証された 製品に表示が許可される安全・EMC 認証マーク

C

C of A. CoA

CONDITIONS OF ACCEPTABILITY の項目を参照

CATEGORY CONTROL NUMBER (CCN)

カテゴリー・コントロール・ナンバー

UL 認証製品を適用規格別に識別する分類番号で、アルファベットと数字の組み合わせで表示される。 Category Code Number と称される場合もある。

CB

CERTIFICATION BODY の項目を参照

CB INTEGRATION

CB インテグレーション

ULレポートとフォローアップサービス・プロシージャを、CB 制度で国際的に流通している CB レポート・フォーマットを取り入れた書式に変更すること

CB REPORT

CB レポート

CB 試験所が試験を行い、発行するレポート。これを利用することで、国家間の規格の差異部分の追加評価のみで CB 加盟国の認証を取得することができる

CB SCHEME

CB スキーム、CB 制度

IEC 規格に基づく試験データを加盟各国で相互 に受け入れる国際制度

CB TEST CERTIFICATE

CB 証明書

当該 IEC 規格に適合していると認めた製品に、 NCB (CB 制度の国内認証機関) が発行する証 明書

CB TEST LABORATORY (CBTL)

CB 試験所

NCB (CB 制度の国内認証機関) に認められた試験所で、NCB 管轄の下で当該 IEC 規格に基づく試験を行い、CB レポートを作成する

CBTL

CB TEST LABORATORY の項目を参照



CCC MARK

(((マーク

中国の当該法規に基づき、適合性が認められた 製品に表示が許可される安全・EMC 認証マーク

CCN

CATEGORY CONTROL NUMBER の項目を参照

CE MARKING

CE マーキング

EU 指令の要求事項を満たしていることを示すマーク。CE マーキングのある製品は、EU 域内の自由な流通が保証される

CENELEC

欧州電気標準化委員会

Comité European de Normalisation Electrotechnique(Cenelec) の略称。英名は、 European Committee for Electrotech-nical Standardization。 電気・電子技術分野の欧州 統一規格 (EN 規格) を発行

CERTIFICATE OF COMPLIANCE

適合性証明書

製品が認証され、認証マークの使用が許可されたことを示す証明書。ULの場合は、申請者やマルチプルリスティーに発行可能

CERTIFICATION BODY (CB)

認証機関

製品やシステムを適切な基準に基づいて検証し、 認証を発行する組織

CERTIFICATION MARK

認証マーク

製品やシステムが適切な規格や規制に基づいて 試験され、これらの要求事項や規定に適合して いることが実証されたことを示すマーク

CERTIFICATION REQUIREMENT DECISION (CRD)

認証要求決定事項(CRD)

規格の要求事項を特定製品に適用すべきか否かの決定を示す文書

CFDA

中国食品医薬品局

China Food and Drug Administration (中国国家食品薬品監督管理総局)の略称。食品、医薬品、医療機器および化粧品の安全管理研究、製造、流通、利用に際しての行政管理と技術監督および生産と品質に関する認証の管理監督業務を中国全体で統括する

21 CFR Part 11

米国連邦規則 21条第11章 (Title 21 Code of Federal Regulations Part 11, Electronic Records; Electronic Signatures; Final Rule)を指す。FDA (米国食品医薬品局)が制定した規則で、電子記録、電子署名及び電子記録上への手書き署名について、それらを紙の記録物や手書きの署名と同等のものとして規制対象企業からFDAが受入ることを可能とする規則。電子記録および電子署名が改ざんされないこと、変更の履歴が残ることなどを要求している

CISPR

国際無線障害特別委員会

Comité International Spécial des Perturbations Radioélectniques の略で、障 害を引き起こす不要電波の許容値や測定法を定 める規格を発行している IEC の委員会

CLASSIFICATION MARK

クラシフィケーション・マーク

特定の危険性、特定の条件や規定に基づき性能 が評価されていること、または、UL 以外の団体



118 用語集

の規格の要求事項に適合していることを示す認 証マーク

CLASSIFICATION SERVICE

クラシフィケーション・サービス

以下の中で1つ以上の条件について評価する サービス

- ①特定の危険(傷害、火災、感電など)
- ②規定された条件下での機能
- ③法律上の規制
- ④国際規格を含む他の団体の規格
- ⑤その他の UL が望ましいと考える条件

CLIENT TEST DATA PROGRAM (CTDP)

クライアント・テスト・データ(顧客試験採用) プログラム (CTDP)

データ・アクセプタンス(顧客評価データ活用) プログラム (DAP) の1つで、ULの承認を受けた 顧客の試験所で顧客が行ったテストデータを活 用する制度

CMDCAS

カナダ医療機器適合性評価システム

Canadian Medical Devices Conformity Assessment System の略称。カナダ保健省 (Health Canada) は、医療機器メーカが適切 な品質システム要件の遵守の証拠として品質シ ステム証明書を使用することを要求している。 CMDCAS 認定を受けた第三者審査機関によって 発行された品質システム証明書のみが有効である

COLLABORATIVE STANDARDS DEVELOPMENT SYSTEM (CSDS)

UL 規格共同開発システム (CSDS)

UL安全規格開発に関する情報にアクセスでき、 規格提案やコメント、投票などの規格策定プロ セスに参加するためのオンライン・システム

COMPLEMENTARY CERTIFICATION PROGRAM

コンプリメンタリー (補足的) 認証プログラム 異なる規格で評価され、それぞれのカテゴリー に登録されるが、レポートは1つとなるプログラム

COMPONENT

コンポーネント(部品・材料)

完成品の評価時に適用される要求事項や試験に 加え、完成品とは別の要求事項に従い試験を受 けることが要求される部品や材料。これらはリス ティング / コンポーネント・レコグニション認証品、 または、アンリステッド・コンポーネントとして登 録される

CONDITIONS OF ACCEPTABILITY (C of A, CoA)

部品使用許可条件

コンポーネント (部品・材料) の最終製品への使 用に関する制限事項や合格判定基準。これらは コンポーネントのレポートに記載される

CONFORMITY ASSESSMENT

適合性評価

適切な要求事項に基づいて製品の試験を行い、 それらへの適合性を判定すること

CONFORMITY ASSESSMENT BODY

適合性評価機関

各国の法律や国家間の相互承認協定、欧州指令 などに基づき、適合性評価業務、証明書発行業 務を行うことが認められた組織

CONTROL NUMBER

コントロール・ナンバー

タイプ R サービスの UL マークとともに表示さ れる番号。申請者、製品カテゴリーごとに交付 される



CORPORATE SUSTAINABILITY INDEX

企業の持続可能性指数

企業の環境および社会的パフォーマンスにおける持続可能性について、指標に基づき評価した 結果を数値化したもの

CRD

CERTIRICATION REQUIREMENT DECISION の項目を参照

CRITICAL COMPONENT LIST

重要部品リスト

重要部品が記載されているリスト

CSDS

COLLABORATIVE STANDARDS DEVELOPMENT SYSTEM の項目を参照

CTDP

CLIENT TEST DATA PROGRAM の項目を参照

D

D MARK

D マーク

UL Interntional Demko が発行する任意の安全認証マーク。スウェーデン、ノルウェー、フィンランドとの相互認証制度にも加盟しており、EU 全域で広く利用されている

DAP

DATA ACCEPTANCE PROGRAM の項目を参照

DATA ACCEPTANCE PROGRAM (DAP)

データ・アクセプタンス(顧客評価データ活用) プログラム(DAP)

顧客が自社で製品安全試験や評価を実施することをサポートするプログラムの総称で、顧客の試験環境によって3つの段階に分かれている。その他にも顧客以外の第三者試験所で評価を実施するプログラムもある

DESCRIPTION PAGE

フォローアップサービス・プロシージャ、ULレポートの一部でセクション別に番号がふられている。 写真や図面を含む認証製品の詳細が記載される

DISPOSITION

(バリエーション・ノーティスの) 措置方法、(サンプルの) 廃棄方法

バリエーション・ノーティス中では、バリエーション・アイテムに対する措置方法を指す。また、サンプルの廃棄方法の意味でも使用される

Ε

EAC MARK

EAC マーク

ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの3か国共通 安全・EMC認証マークで、ユーラシア経済委員 会の技術規則に適合していることを示す

ECD

ESTIMATED COMPLETION DATE の項目を参照

ECD LETTER

ECD レター

申請者に評価完了予定日を通知するレター

EFFECTIVE DATE

発効日

新規規格や現行規格の改訂版が発行され、それらの新しい要求事項が、それらの適用範囲にある認証製品に適用される日

EMC

電磁環境両立性

Electromagnetic Compatibility の略称。他の機器などの動作を妨害するような電磁妨害を与えず、かつ電磁環境によってその機器の性能に影響を受けないシステムの能力のこと。 出荷国で EMC が規制されている製品は該当する規格に適合することが必要

EMC DIRECTIVE

EMC 指令

CEマーキングの根拠となる規格や要求事項が記されているEU指令の1つで、電気/電子機器に適用されるEMCに関する要求事項が規定されている

EMC TESTING

EMC 試験

電子機器から発生する電磁波が他の電子機器に与える妨害 (EMI) と外部からの電磁波への耐性 (EMS) を測定する試験

ENERGY EFFICIENCY CERTIFICATION SERVICE

エネルギー効率認証サービス

ENERGY STAR® (エネルギースター) プログラム、カナダ天然資源省などのエネルギー規格に基づいてエネルギー効率試験を行い、それらに適合している製品を認証するサービス

ENERGY STAR®

ENERGY STAR® (エネルギースター)

米国の環境保護庁 (EPA) とエネルギー省 (DOE) が共同管轄する任意のラベリング制度。規定

された省エネ基準を満たした対象製品には、 ENERGY STAR® ロゴが表示される

ENGINEERING CONSIDERATION

エンジニアリング・コンシダレーション (技術的考慮事項)

製品の評価時に考慮された事項の記録で、フォローアップサービス・プロシージャの Description Page 内に記載されている

ENHANCED UL MARK

エンハンスト ULマーク

製品における認証マークの明確化、および視認性の向上を目的として、複数のUL認証マークを1つのマークでまとめて表示することを可能にした新たなULマーク

ENVITONMENTAL CLAIM VALIDATION

環境性能検証

リサイクル材使用率や有害物質含有率など、製品の環境に関する性能の妥当性を検証すること

ENVIRONMENTAL PRODUCT DECLARATION

環境製品官言

製品のライフサイクルが環境に与える影響をまとめた国際基準に基づくレポート

ESTIMATED COMPLETION DATE (ECD)

評価完了予定日

プロジェクト完了の予定日

EU DIRECTIVES

EU 指令

EU 加盟国が準拠を求められている法律で、ここに指定されている整合規格に適合している製品は、CE マーキングを表示できる。欧州指令とも言われる



F

FACTORY IDENTIFICATION

工場識別記号

製造工場の登録が2箇所以上の場合、製品などへ表示する工場識別記号。2番目の工場から必要

FACTORY INSPECTION FEE

工場検査費

工場検査員による工場検査の実施費用

FCC

米国連邦通信委員会

Federal Communications Commissionの略称。 1934 年に米国の通信法に基づき通信関係の 委員会として設立された政府機関

FCC DoC MARK

FCC DoC マーク

FCCの技術基準に基づき認定試験所で測定された製品に対し、製造者が基準への適合性を自己宣言する場合に用いられるマーク

FDA

米国食品医薬品局

Food and Drug Administration の略称。日本の厚生労働省にあたる米国社会福祉省 (HHS: United States Department of Health and Human Services) に属しており、食品、医薬品、化粧品、医療機器などに関する法律の施行に携わる

FIELD ENGINEER

桳杳旨

各種工場検査やフィールド・エバリュエーション (現地評価) サービスなどを実施する UL 検査員

FIELD EVALUATION SERVICE

フィールド・エバリュエーション (現地評価) サービス 北米の工場、学校、公共施設、店頭などに機器を



設置する場合、現地の規定執行官(AHJ)により NEC® (米国電気工事規定) 規格や他規格への適合 を要求されることがある。そのようなケースにお いて UL がその機器の第三者検証レポートおよび Field Evaluated Product ラベルを発行するサービ ス。フィールドラベリングともよばれる

FIELD INSPECTION SERVICE

フィールド・インスペクション (現地検査) サービス UL のリスティングまたはクラシフィケーション認証を受けているが UL マークが貼付されていない製品を、UL 検査員が設置現場に行って評価するサービス

FILE

ファイル

製品の評価が行われ、認証を受けると作成される、申請者、登録者、製造者および製品に関する情報が記載されたファイル。1つの製品カテゴリーに対して1つのファイルが作成される

FILE NUMBER

ファイルナンバー

申請者の製品が認証登録を受けると、UL が製品カテゴリーごとに発番するファイルの識別番号で、アルファベットと数字から成る。最初のアルファベットは製品カテゴリーを表している。例: E12345 (E=電気機器)

FOLLOW-UP INSPECTION INSTRUCTION (FUII)

フォローアップ検査指示書 (FUII)

フォローアップサービス (工場検査) プログラムに適用される特定の製品カテゴリーの指示事項や責任事項が詳述されている指示書

FOLLOW-UP SERVICE PROCEDURE

フォローアップサービス・プロシージャ 製品の認証時に発行され、製造者に貸与される 文書。登録された製品の詳細、ULマークの使用 や工場検査実施に関する規定が明記される

FOLLOW-UP SERVICE PROGRAM(FUS)

フォローアップサービス (工場検査) プログラム 登録された製品が UL の要求事項に引き続き適合 しているかを判定するために、サンプル抜き取り、 検査、試験を実施するプログラム。試験および構 造検査は一般的に製造工場で実施されるが、テ スト項目によっては UL の試験所で行われる

FUII

FOLLOW-UP INSPECTION INSTRUCTIONの項目を参照

FUNCTIONAL SAFETY

機能安全

安全装置を付加することにより確保される安全

FUS

FOLLOW-UP SERVICE PROGRAM の項目を参照

FUS SAMPLE TEST

FUS サンプル試験

UL 認証製品が安全上の要求事項と継続的に適合することを保証するために定期的に行うサンプル試験。UL 検査員が工場検査時に抜き取ったサンプルをUL 試験所に送り試験を実施する

FUStart

ファスタート

UL認証製品を製造するにあたっての知識を習得していただくための事前説明プログラム。主に、新規にUL登録された製造者を対象としており、初回ロット検査(IPI)実施日までの受講を推奨

G

GAMP5

Good Automated Manufacturing Practice 5 の

略称。ISPE (国際製薬技術協会)が発行しているコンピュータ化システムバリデーションに関する実践ガイドラインのバージョン 5 を指す。FDA (米国食品医薬品局)のレビューも受け、国際的なガイドラインとなった

GLOBAL MARKET ACCESS(GMA)

世界の認証提供

世界各国の認証を発行または認証取得をサポートするサービス。CBスキームによるCB試験証明に加え、D(欧州)、UL-GS(欧州)、CCC(中国)、KC(韓国)など多岐に渡る認証マークの取得が可能

GLP

Good Laboratory Practice の略称で、優良試験所規範、優良試験所基準と呼ばれている。医薬品の非臨床試験の安全性に関する信頼性を確保するための基準

GMA

GLOBAL MARKET ACCESS の項目を参照

GREENGUARD CERTIFICATION

GREENGUARD 認証

2001 年 に The GREENGUARD Environmental Institute (GEI) によってはじめられた室内空気質 (Indoor Air Quality) の第三者認証。世界で最も厳しい基準を持つ揮発性有機化合物 (VOC) の排出測定試験に基づいて認証される

GUIDE INFORMATION

ガイド・インフォメーション(製品カテゴリーガイド) UL 認証製品が掲載されている UL Product iQ™上にある製品カテゴリーに関する案内で、対象となっている製品の範囲や制限、その製品の評価に使用される要求事項、適用される ULマークの種類などが記されている



н

HAC

補聴器両立性

Hearing Aid Compatibility の略で、無線ハンドセットに対する補聴器の互換性を意味する

HAZARD BASED SAFETY ENGINEERING (HBSE)

ハザードに基づく安全工学

エネルギー源、伝達メカニズム、セーフガードの3つのブロックを重視した技術原則で、IT機器とAV機器の統合規格であるIEC 62368-1は、これに基づいて策定されている

HBSE

HAZARD BASED SAFETY ENGINEERING の項目を参照

HFE

HUMAN FACTORS ENGINEERING の項目を参照

HUMAN FACTORS ENGINEERING (HFE)

ヒューマンファクターズエンジニアリング 人間の能力を考慮し、機器の設計開発をすること。 ユーザビリティエンジニアリングともよばれる

I

IC

INSPECTION CENTER の項目を参照

IEC

国際電気標準会議

International Electrotechnical Commissionの略称。 各国の国家電気委員会から成り、国際規格として IEC 規格を作成している

IFR

INDUSTRY FILE REVIEW の項目を参照



INDOOR AIR QUALITY

室内空気質

一般住宅やオフィス・学校・車の中など、私たち が普段過ごしている室内の空気環境を指す

INDUSTRY FILE REVIEW (IFR)

インダストリー・ファイルレビュー(登録製品再評価) UL規格の要求事項が新規作成または変更される場合、その規格で UL認証を得ている製品が、その要求事項の発効日以降もその規格に適合しているかを検証し、必要な場合には追加評価を行う制度。再評価の通知は、Industry File Review Announcement Letterとして申請者に送付される

INITIAL PRODUCTION INSPECTION (IPI)

初回ロット検査(IPI)

新規登録工場でUL認証製品を初めて製造し出荷する際に、その初回ロット製品がフォローアップサービス・プロシージャの要求に従って製造されているかを確認する検査。ただし、既存工場についても、登録内容により実施が要求される場合もある

INITIAL PRODUCTION INSPECTION ADDENDUM

適合性評価は完了したが、初回ロット検査 (IPI) を受ける必要がある場合に NofC/NofA と一緒に発行される通知

INMETRO

ブラジル国家度量衡・規格・工業品質院

The National Institute of Metrology Standardization and Industrial の略称。製品やサービスの品質向上を目的としたメカニズムを採用することによって生産性の向上を目指し、適合性評価という仕組みを導入することによって、ブラジル社会における製品やサービスの信頼性を高めていくことを使命とした、開発商工省が所管する連邦政府の機関

INSPECTION CENTER (IC)

検査センター

工場検査員が所属する事業所

IPI

INITIAL PRODUCTION INSPECTION の項目を参照

ISO

国際標準化機構

International Organization for Standardization の略称。各国の代表的標準化機関から成る国際標準化機関で、電気・電子技術分野を除く全産業分野(鉱工業、農業、医薬品など) に関する国際規格の作成を行う

IVDD

体外診断用医療機器指令

In Vitro Diagnostic Directive の略で、欧州指令98/79/EC を指す。インビトロ指令とも呼ばれる。体外診断用医療機器メーカーが、CE マークを貼付し、自社製品を EU 域内に合法的に投入または販売する上で満たさなければならない規制要求事項を定めたもの

J

JAB

日本適合性認定協会

Japan Accreditation Board for Conformity Assessment の略称。試験所など適合性評価に関わる組織の認定を行っている公益財団法人。国際相互承認グループに加入

JAPAN ON THE MARK

ジャパン・オンザマーク

UL Japan が、UL の情報や要求事項の解説など を発信するお客様向けニュースレター。 第73号 (2020 年7月発行) で終刊

JIS

日本工業規格

Japanese Industrial Standards の略称。日本の 工業標準化の促進を目的とする工業標準化法に 基づき制定される日本の国家規格

K

KC MARK (former eK Mark)

KC マーク (旧 eK マーク)

韓国の電気用品安全管理法に基づき、適合性が 検証された製品に表示される強制安全 / EMC 認 証マーク

KC MARK (former MIC/KCC Mark)

KC マーク (旧 MIC/KCC マーク)

韓国の電波法、電気通信基本法に基づき、適合性が検証されたコンピューター、通信機器、無線機器などに表示される強制マーク

L

LABEL CENTER

ラベルセンター

ULラベルを管理する部署

LABEL FEE

ラベル費

Type L のラベルサービスが適用される場合に発生する費用。ラベルの製造費、取扱手数料およびサービスチャージの 2 通に分けて請求書を発行する。請求書は、初期設定として申請者に送付される

LEED

米国グリーンビルディング協会(US Green Building Council) により運用されている建築物の環境認証制度



LETTER REPORT

レターレポート

申請された製品が認証不可と判定された場合に 申請者に送付される評価レポート

LISTED ACCESSORY

リステッド・アクセサリー

単体では機能せずにリステッド製品と一緒に使用される付属製品

LISTED PRODUCT

リステッド製品

ULとの契約に従い、リスティング並びにフォローアップサービス(工場検査)プログラムに基づいて製造され、製造者が ULの要求事項への適合を宣言するために ULリスティング・マークが貼付された製品

LISTEE

登録者

リステッド製品の登録者として、リスティング・マークを使用する製品に表示される社名。UL Product iQ™ に社名が掲載される。クラシフィケーション認証の場合は、Classified Company、レコグニション認証の場合は、Recognized Companyと称される

LISTING MARK

リスティング・マーク

UL 規格の要求事項に適合した製品であることを示す ULマークの1つで、最終製品に表示される

LISTING SERVICE

リスティング・サービス

ULとの契約の下、UL 規格に基づいて製品を試験し、適合する製品には UL 認証製品としてリスティング・マークの使用を許可し、登録する。また、フォローアップサービス (工場検査) によって

製造者が継続して適合製品を製造していることを確認する

LOW VOLTAGE DIRECTIVE

低電圧指令

CEマーキングの根拠となる規格や要求事項が記されているEU指令の1つで、電圧がAC50~1000V (DC75~1500V) にある電気機器に適用される

M

MANUFACTURER

製造者

UL 認証制度では、ULマークの使用を許可された 認証製品を製造することができる登録工場。フォローアップサービスの工場検査はここで実施される

MARKING

マーキング

製造者が自社製品や梱包上に表示する製品の情報で、マークや製品情報(登録者名、製品名、定格など)が含まれる

MDD

医療機器指令

Medical Device Directive の略で、欧州指令93/42/EECを指す。製造業者および輸入業者が、CEマークを貼付し、自社の医療機器をEU域内に合法的に投入または販売する上で満たさなければならない規制要求事項を定めたもの

MFDS

韓国食品医薬品安全省

Ministry of Food & Drug Safety の略称。食品、 医薬品、医療機器、化粧品などの健康と安全に 係わる製品に対し、規格の制定、韓国国内で流 通する商品に対する許認可、品質管理のための 指導、規制に関する業務などを行う



MTL

Manufacturer's Testing Lab の略称。製造者の試験所で試験が行われ、その評価データが採用される CB スキームの制度で、4 段階で構成されている

MULTIPLE LISTEE

マルチプル・リスティー マルチプル・リスティング・プログラムにおける 2 社目からの登録者

MULTIPLE LISTING PROGRAM

マルチプル・リスティング・プログラム (他社ブランド登録)

自社の UL 登録製品の社名とモデル名を変更して、他社ブランドとして販売するための登録方法。 リスティングだけでなく、コンポーネント・レコグニション、クラシフィケーションでも利用可能

myUL™

見積もりやプロジェクトの納期・進捗状況、ULレポート・工場検査レポート・請求書などのドキュメント類、サンプル情報など、UL業務情報をまとめて閲覧できるお客様専用ポータルサイト。2020年1月に MyHome より移行

Ν

NATIONAL CERTIFICATION BODY (NCB)

国家認証機関、国内認証機関

CBスキームにおいて、各加盟国に設置されている国内認証機関。CBレポートを基にCB証明書を発行する

NATIONALLY RECOGNIZED TESTING LABORATORY (NRTL)

米国国家認定試験機関

OSHA (米国労働安全衛生局)より、米国国家規格に基づいて製品安全試験・認証を実施することを認められた試験機関

NB

Notified Bodyの略称で通知機関、指定機関ともよばれる。欧州のCEマーキング制度において機器の適合性を判断する権限を国により与えられた第三者機関のことで、EC型式試験を行い証明書を発行する。RE指令、低電圧指令、機械指令など必要分野に応じたNBが指定されている

NCB

NATIONAL CERTIFICATION BODY の項目を参照

NEC®

米国電気工事規定

National Electrical Code®の略称。NFPA (米国防火協会) が発行する電気装置全体の基本的安全要求が記されているモデル規定。別称 NFPA 70

NofC/NofA, NOC/NOA

NOTICE OF COMPLETION AND AUTHORIZATION TO APPLY THE UL MARK の項目を参照

NOTICE OF COMPLETION AND AUTHORIZATION TO APPLY THE UL MARK (NofC/NofA, NOC/NOA)

完了通知および ULマーク使用許可書

変更申請や新規申請された製品の適合性評価が完了し、UL 規格の要求事項に適合している製品として ULマークを表示して出荷することが許可されたことを告げる通知。初回ロット検査 (IPI) の実施を案内する IPI アデンダムが一緒に発行されている場合は、IPI に合格するまで出荷は控えなければならない

NRTL

NATIONALLY RECOGNIZED TESTING LABORATORYの項目を参照



NVLAP

米国自主試験所認定プログラム

National Voluntary Laboratory Accreditation Program の略称。米国商務省の NIST (技術・標 準局) の下部組織で、試験所の能力を評価し認 証する制度

0

OECD

経済協力開発機構

Organisation for Economic Co-operation and Development の略称。ヨーロッパ諸国を中心に日・米を含め35ヶ国の先進国が加盟する国際機関で、先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、1)経済成長、2)貿易自由化、3)途上国支援に貢献することを目的としている。OECD GUIDELINES FOR THE TESTING OF CHEMICALS などを発行している

001

OUTLINE OF INVESTIGATION の項目を参照

OUTLINE OF INVESTIGATION (OOI)

評価アウトライン

UL 規格が発行されるまでの評価・認証に使用される要求事項集で、サブジェクトとも称される。 規格策定パネル (STP) における検討・投票が行われた後、正式な UL 規格として発行される

Ρ

PAG

PRACTICAL APPLICATION GUIDELINES の項目 を参照

PARTY SITE NUMBER

パーティサイトナンバー

UL に登録されている申請者、登録者、製造者に対し、会社名と住所の組み合わせ毎に発番される番号。UL レポート、フォローアップサービス・プロシージャの Authorization Page に記載される

PRACTICAL APPLICATION GUIDELINES (PAG)

規格適用ガイド (PAG)

UL 規格の要求事項を実際にどう製品に適用していくべきかを記した UL の公式見解でありガイドライン

PRE-CERTIFICATION EVALUATION SERVICE

プレサーティフィケーション・サービス

ワイヤ・ケーブル、プリント基板に対し、認証試験が行われる前に UL エンジニアが、認証取得に必要なサンプル、試験などの説明を行い、また、技術的な相談に対応するサービス。絶縁システム、プラスチック、マーキング&ラベリング製品に対する同様のサービスは、Certification Requirements Investigation (認証要求の事前調査) とよばれている

PRELIMINARY DEPOSIT

予納金

製品評価申請時に申請者が事前に支払う製品評価費用の一部または全額

PRELIMINARY INVESTIGATION

予備評価

正式な UL 認証を付与することを前提とせず、製品サンプルを評価し、UL の要求事項への適合性を判定するサービス



PRIMARY DESIGNATED ENGINEER (PDE)

主席エンジニア

UL 規格の開発や要求事項の解釈、エンジニアへの技術的サポートなどを行うULの技術スタッフで、担当する製品カテゴリーの責任者として、ULの製品認証業務の公正性と品質の向上を担う

PROCEDURE & REPORT

プロシージャ・レポート UL REPORT の項目を参照

PRODUCT CATEGORY

製品カテゴリー

UL 認証の基礎となる、共通の機能や設計上の特徴による製品分類で、同じ UL 規格が適用される

PRODUCT SAFETY

製品安全

安全要求事項に基づいて製品を試験・評価し、 適合性が確認された製品を認証する適合性評価 サービス、また、その適合性の維持を確認する フォローアップ (工場検査) サービスを実施する ULの主要事業。米国だけでなく世界各国の安全 認証の発行/取得支援サービスも実施している

PROJECT

プロジェクト

UL が受注した業務

PROJECT HANDLER

プロジェクト担当エンジニア

製品の評価から完了まで責任を持って担当するエンジニア

PROJECT NUMBER

プロジェクトナンバー プロジェクトごとに発番される番号

PROJECT OPEN

プロジェクト・オープン

評価を開始できる状態にすること

PROJECT PLAN

プロジェクトプラン

受注後、エンジニアリング部門で製品評価に必要な資料・サンプル、評価期間、適用規格などを決定するプロセス。プロジェクトプランの完了後にスコープレター (Scope Letter) が発行される

PROPOSED STANDARD

規格提案

ある製品カテゴリーの規格に対して提案された 要求事項案

PSC MARK

PSC マーク

消費生活用品安全法の技術基準への適合を示す マーク

PSE MARK

PSE マーク

電気用品安全法の技術基準への適合を示すマークであり、販売される電気用品への貼付が義務付けられている

PUBLIC NOTICE

パブリック・ノーティス (警告広報)

ULマークの不正使用、重大な危険を伴う製品やULの要求事項を満たしていない製品へのULマークの表示があった場合にULが警告として発信する広報

R

RE DIRECTIVE

RE 指令

2017 年 6 月 13 日に廃止された R&TTE 指令から



置きかわった EU 指令。無線 (送受信)機器に適用され、無線機器 (RE) 指令 (2014/53/EU) と呼称される。従来 R&TTE 指令に含まれていた有線電気通信端末機器は除外されている

R&TTE DIRECTIVE

R&TTE 指令

CEマーキングの根拠となる要求事項が記されている EU 指令の1つで、無線機器、電気通信端末機、並びにその付属機器に適用されていたが、1年の猶予期間の後、2017年6月13日に RE 指令に置きかえられた

RECOGNITION SERVICE

レコグニション・サービス

部品や材料を UL 規格に基づいて評価し、要求事項に適合した部品や材料を UL マーク、マーキングの表示が許可された製品として登録するサービス

RECOGNIZED COMPONENT

レコグナイズド・コンポーネント

UL 認証製品に使用される部品・材料として UL が評価し認証したもの。これらは最終製品に使用される部品・材料であり、工場内で UL 認証製品に搭載される。搭載部品としての適否は部品の定格や使用条件などから完成品の中で判断される。それらの条件は UL が発行したレコグニション・レポートや UL Product iQ™ に記載される

RECOGNIZED COMPONENT MARK

レコグナイズド・コンポーネント・マーク レコグナイズド・コンポーネントとして登録されて いることを示す RU の文字が逆になってデザイン 化されているマーク

RECOGNIZED MARKNG

レゴグナイズド・マーキング レコグニション・サービスの下で生産した認証部



品であることを示す、登録社名、モデル名などから成る表示。レコグナイズド・コンポーネント・マークはこの表示の近くに貼付する

REQUEST FOR QUOTATION (RFQ)

申請依頼書

オンライン上で見積もりを依頼する際に提出する フォーム。UL Japanでは、UL Service Request Formと称す

REQUIREMENTS

要求事項

製品の試験と認証を行い、ULマークやその他のマークの使用を許可する際の基本となる基準

REVIEWER

レビューアー

製品の適合性を評価、判定して認証を出す責任者。プロジェクトを担当するエンジニアとは異なるスタッフが任命され、ULレポートに名前が記載される

RFO

REQUEST FOR QUOTATION の項目を参照

RMT

Recognized Manufacturer's Testing の略称。 CBスキームの製造者評価データ活用制度である MTLの1つで、NCBより認められた製造者の試 験員が自社試験所で試験を実施し、そのデータ が採用される、承認による試験プログラム

S

S MARK

Sマーク

電気用品安全法技術基準、もしくはSマーク認証機関連絡会にて承認された技術基準に基づき評価し、認証された製品に表示できる任意の安全・EMC認証マーク

証 集

SAFETY MARK

Safety マーク

消費者保護 (安全要求事項) 登録証明書スキームにより、指定電気製品に表示が要求されているシンガポールの安全マーク

SAMPLE

サンプル

評価に必要な製品サンプル

SAMPLE SHIPPING FORM

サンプル管理フォーム

UL にサンプルを送付する際に同梱する UL 指定書式のフォーム。フォーム内にはプロジェクト・ナンバー(または見積番号)が記載されている

SAMPLE TAG (FUS TAG)

サンプルタグ

フォローアップサービスの際に工場で抜き取ったサンプルを UL 試験所に送付する時、UL 検査員が発行する荷札

SAMPLE TESTING FEE

サンプル試験費

ULの工場検査員が抜き取ったサンプルを評価するための費用

SAR

比吸収率

Specific Absorption Rate の略称で、人体が電波にさらされることによって単位質量の組織に単位時間に吸収されるエネルギー量のこと。携帯電話や無線機器に対して世界的に法制化が進んでいる

SCC

カナダ規格審議会

Standards Council of Canada の略称。効率的かつ 効果的な標準化を推進するカナダ連邦の国有法人

SCCL

STANDARDS CERTIFICATION CUSTOMER LIBRARY の項目を参照

SCOPE LETTER

スコープレター

製品評価に必要な資料・サンプル、評価期間、 適用規格などが記された文書で、ULから申請者 に送られる。スコープレターを発行し、必要なサ ンプルや資料を受領後、プロジェクト開始となる

SECTION GENERAL

ULレポート、フォローアップサービス・プロシージャの一部であり、記載されている全ての製品に共通して要求される規定や説明が記述されているセクション。ボリュームナンバーごとに設けられる

SECTION NUMBER

セクションナンバー

特定の製品モデル、シリーズに割り当てられる番号。IT製品などのCBスタイルのレポートの場合は、Report Reference No. がこれに相当する。一般的に、類似モデルの場合、同一セクションに追加されるが、申請が希望する場合は別のセクションに分けて登録することも可能。類似性がないモデルの場合は新しいセクションに登録する

SERVICE AGREEMENT

サービス契約書

ULへの業務依頼における基本条項を記した契約 文書。依頼内容により異なる契約書が準備され ているが、工場検査の際に契約者に求められる 諸要件が記述されており、また、例えば、ULマー クの使用を含む契約書ではその使用条件を記し たものなどがある

SERVICE REQUEST

サービスリクエスト UL が行う無償業務



SERVICE REQUEST NUMBER

サービスリクエストナンバー サービスリクエストごとに発番される番号

SFDA

サウジアラビア食品医薬品局

Saudi Food and Drug Authority の略称。サウジアラビアの医薬品および医療機器を規制する政府機関で、生物学的物質、化学物質、電子製品も担当している

SI

SIGNIFICANT INTERPRETATION の項目を参照

SIGNIFICANT INTERPRETATION (SI)

要求事項重要判断 (SI)

現在または将来の UL 認証製品に影響を及ぼす可能性のある要求事項の適用や解釈に関する決定

SMT

Supervised Manufacturer's Testing の略称。CB スキームの製造者評価データ活用制度であるMTL の1つで、NCB または CB 試験所の監督下で、製造者が自社試験所で試験を行い、そのデータが採用される、監督による試験プログラム

SPLIT INSPECTION

スプリット・インスペクション (分割検査)

製造工程が複数の場所にまたがり、製品検査を 1箇所で実施することができない時に行う、特別な工場検査プログラム

STANDARDS BULLETIN

規格広報

検討やコメントを依頼するために、UL 規格の新規 発行または改訂における提案内容を掲載した文書

STANDARDS CERTIFICATION CUSTOMER LIBRARY (SCCL)

UL 規格提供サイト

UL 認証を取得している企業の社員を対象にした UL 規格および関連文書が無料で閲覧、ダウン ロードできるサイト。但し IEC 規格に基づく UL 規格は割引き価格での提供となる。利用するに は登録が必要

STANDARDS TECHNICAL PANEL (STP)

規格策定パネル(STP)

UL 規格に対する提案や問題を検討し、それらに対するコンセンサス(総意)を形成する組織。 AHJ(米国規定執行官)、メーカー、製品を使用する企業、消費者、政府、規格開発機関、学識者、安全問題専門家、貿易団体など様々な分野の関係者で構成される

STP

STANDARDS TECHNICAL PANEL の項目を参照

SUBJECT

サブジェクト

評価アウトラインと同義語。OUTLINE OF INVESTIGATION の項目を参照

SUBSCRIBER

サブスクライバー(契約者)

ULサービスの利用者として、ULと契約を締結している会社または個人

SUBSCRIBER NUMBER

サブスクライバーナンバー

申請者、登録者、製造者に対し、会社名と住所の組み合わせ毎に発番されていた、6 桁と3 桁の数字で構成されているナンバー。このナンバーに代わってパーティサイトナンバーが発番されるようになったため、現在は新規の発番はさ



空

れていない。このナンバーがある場合は、UL レポート、フォローアップサービス・プロシージャのAuthorization Page に記載される

SUBSCRIPTION SERVICE

サブスクリプション (UL 規格購読会員) サービス 指定された規格に改訂提案、規格広報などがでた ら一定期間、自動的に送付を受けるサービス(有料)

SUSTAINABLE PRODUCT CERTIFICATION

環境製品認証

各環境規格に基づいて、製品の環境性能をレベ ル評価すること

т

TAT

TURN AROUND TIME の項目を参照

TAT LETTER

スコープレターと同意語。SCOPE LETTER の項目を参照

注:中国 CCC 申請に関しては P33 を参照

TCB

米国通信認証機関

Telecommunications Certification Body の略称。 FCC (米国連邦通信委員会) に代って通信機器の適合性認可証を発行することが認められた認証機関

TCF

技術ファイル

Technical Construction File の略称。製品に関する情報、技術資料、取扱説明書、テストレポートなどが含まれ、CEマーキング制度などではこれを用いて適合宣言を行うことが可能

TCP

TOTAL CERTIFICATION PROGRAMの項目を参照

TEST RECORD

ULレポートの中の、製品評価に使用した試験項目を記述した部分

TFDA

台湾食品医薬品局

Taiwan Food and Drug Administration, Ministry of Health and Welfare の略で、台湾衛生福利部食品 藥物管理署を指す。食品、医薬品、医療機器および化粧品の安全性と品質に関する規制制度の包括的な管理を行う、厚生省の下に置かれた組織

THIRD PARTY TEST DATA PROGRAM (TPTDP)

サードパーティ・テストデータ (第三者試験データ採用) プログラム (TPTDP)

データ・アクセプタンス (顧客評価データ活用) プログラム (DAP) の1つで、試験能力を有する と監査で認められた第三者の試験施設のデータ を採用するプログラム

TMP

Testing at Manufacturer's Premises の略称。 CBスキームの製造者評価データ活用制度である MTL の1つで、製造者の試験施設で CB 試験所から派遣された試験員が試験を行う出張試験プログラム

TOTAL CERTIFICATION PROGRAM (TCP)

トータル・サーティフィケーション (顧客評価全面採用) プログラム (TCP)

データ・アクセプタンス (顧客評価データ活用) プログラム (DAP) の1つで、顧客が品質管理プロセスの下で、顧客の試験所であらゆる試験プロセスを実施し、そのデータを受け入れるプログラム

TPTDP

THIRD PARTY TEST DATA PROGRAM の項目を 参昭



TRACEABILITY PROGRAM

トレーサビリティ・プログラム

UL 認証部品であることを証明するためのプログラム。 ワイヤリングハーネス・プログラム、 リパッケージド (再包装) 製品プログラム、 スプリット・インスペクション (分割検査) プログラムなどがある

TRADEMARK, TRADENAME

商標、トレードマーク、トレードネーム 会社名の代わりに製品や銘板に表示するマーク や略称などの名前

TURN AROUND TIME (TAT)

評価期間

プロジェクト完了までの期間。業務開始以降より 担当エンジニアが確定する待ち時間も含まれる

TYPE L SERVICE

タイプ L サービス

ラベル使用量に応じて工場検査を実施するフォローアップサービスの形態。製造者はULマークをULのラベルセンターから入手する

TYPE R SERVICE

タイプ R サービス

基本的に年4回工場検査を実施するフォローアップサービスの形態。製造者は ULマークを自社で調達する

U

UE

USABILITY ENGINEERING の項目を参照

UKAS

英国認証機関認定審議会

United Kingdom Accrediation Service の略称。 英国の審査登録機関を認定する機関で、英国貿 易産業省などの助成金で運営されている非営利 団体

UL-CCIC Company Ltd.

中国の国有企業である中国試験認証(集団) 有限公司(China Certification & Inspection (Group) Co., Ltd.、略称 CCIC) と UL の合弁企業

UL CERTIFICATION MARK

UL 認証マーク

リスティング・マーク、クラシフィケーション・マーク、レコグナイズド・コンポーネント・マーク、レコグナイズド・マーキング、エンハンスト ULマークを含めた ULマークの総称。製品が UL の安全要求事項に準じて製造されていることを示す

UL EPH MARK

UI FPH マーク

衛生規格に適合している食品サービス機器に表示される三角形のULマーク。EPHは、Environmental and Public Healthの略語。リスティング EPHマークと、業務用調理器に貼付されるクラシフィケーション EPHマークがある

UL iQ™ DATABASES

UL iO[™] データベース

UL が認証した部品や材料に関する情報を網羅したオンライン・データベース

UL Japan, Inc.

株式会社 UL Japan

ULの日本法人。本社は三重県伊勢市と東京都 千代田区に置かれ、安全試験・認証、EMC / 無線測定・認可、医療/環境関連サービスを始 めとする様々な業務を提供している

UL Product iO™

ULマークの使用が許可された製品の各種データ・ 情報の検索が可能なモバイル対応型総合データ ベース



UL REPORT

UL レポート

登録された製品の詳細や UL マークや工場検査 に関する規定やテストレコードが含まれたレポート。認証終了後、申請者に送られる。試験レポート、プロシージャ・レポート、申請者レポートともよばれる

UL Shimadzu Laboratory Corporation

株式会社 UL 島津ラボラトリー

株式会社 UL Japan と株式会社島津テクノリサーチが 2014 年 1 月に設立した合弁会社。室内空気環境をはじめ、国内・海外の規制・規格に対応した様々な化学分析・環境分析試験を提供。また、UL との連携により、試験から認証までトータルでサポートしている

UL STANDARDS FOR SAFETY

UL 安全規格

製品を認証して ULマークの表示を許可する判断 基準となる規格

UL-AR S MARK

UL-ARSマーク

アルゼンチンの規制に基づき適合性が検証された 製品に表示が許可される安全認証マーク

UL-BR INMETRO MARK

UL-BR INMETRO マーク

製品に応じて貼付が強制されているブラジルの 安全認証マーク

UL-EU MARK

UL-EU マーク

欧州の EN 規格に適合していると認められた製品・部品に対して UL が発行する任意の安全認証マーク。北米マークが組み合わされた欧州・米国・カナダ共通マークもある

UL-GS MARK

UL-GS マーク

ドイツ機器・製品安全法への適合性を示す任意の安全 / EMC 認証マーク。ドイツ以外でも広く認知されている

UL-JP MARK

UI-IP マーク

日本国内の当該規格に適合していると認められた製品に対して UL が発行する任意の安全・性能認証マーク

UL-MX NOM MARK

UL-MX NOM マーク

NOM 規格が発行されている製品に表示が強制 されているメキシコの安全認証マーク

UNLISTED COMPONENT

アンリステッド・コンポーネント

完成品に使用される部品や材料が UL 認証登録されていない時、完成品とは別に、製品と同じ要求事項に適合することが要求される部品・材料。登録は一般公表されない

USABILITY ENGINEERING(UE)

ユーザビリティエンジニアリング

ヒューマンファクターエンジニアリングともよばれる。 HUMAN FACTORS ENGINEERING の項目を 参照

USP

米国薬局方

United States Pharmacopoeia の略称。医薬品、食品成分、栄養補助食品などの品質規格が収載されており、試験法や純度について規定している



V

VARIATION ITEM

バリエーション・アイテム バリエーション・ノーティスの対象となる各項目

VARIATION NOTICE (VN)

バリエーション・ノーティス (VN)

フォローアップサービス・プロシージャの記述や 契約書の内容と、製品または製造工程の間に相 違する不適合が発見された場合に、工場検査員 がそれらを記録する文書

VARIATION NOTICE FEE

バリエーション・ノーティス費

工場検査時に製造者による修正、是正処置が要求されるバリエーション・ノーティスが発行された場合に発生する費用

VCCI

VCCI 協会

IT 機器や電子事務機器などから発生する妨害波を防止する自主規制を発行している業界団体

VERIFIED MARK

検証マーク

ULの検証サービスによって、マーケティングメッセージ (広告表示) の妥当性が検証された製品 やシステムなどに貼付されるマーク

VN

VARIATION NOTICE の項目を参照

VOLUME NUMBER

ボリュームナンバー

申請者・登録者・製造者の組み合わせによって 割り当てられる番号。ボリューム内には複数のセクション (特定の製品モデル・シリーズに割り当 てられる) を設けることができる

N

WARNING MARKING

警告表示

申請された製品の使用や誤使用によってよく起き る常識的に予見可能な危険を防ぐために表示が 要求されているマーキング。製品の設置条件や 使用条件を制限したり、通常使用に伴う危険や 常識的に予見可能な誤使用に伴う危険を使用者 に警告する

WITNESSED TEST DATA PROGRAM (WTDP)

ウィットネスド・テストデータ (立会い試験) プログラム (WTDP)

データ・アクセプタンス (顧客評価データ活用) プログラム (DAP) の1つで、UL スタッフの監督 の下、顧客または第三者の試験施設で試験が行われる制度

WMT

Witnessed Manufacturer's Testing の略称。CB スキームの製造者評価データ活用制度である MTL の1つで、NCB または CB 試験所の試験員の立会いの下で、製造者が自社試験所で試験を行う、立会いによる試験プログラム

WTDP

WITNESSED TEST DATA PROGRAM の項目を 参照



(株) UL Japan 事業所案内

本社

〒 516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383-326 T:0596-24-6717 F:0596-24-8020

東京本社

〒 100-0005 東京都千代田区丸の内 1-8-3 丸の内トラストタワー本館 6 階 T:03-5293-6000 F:03-5293-6001

本社安全試験所

〒 516-0021 三重県伊勢市朝熊町 3600-18

本社 EMC 試験所

〒 516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383-326 T:0596-24-8999 F:0596-24-8124

湘南 EMC 試験所

〒 259-1220 神奈川県平塚市めぐみが丘 1-22-3 T:0463-50-6400 F:0463-50-6401

横輪 EMC 試験所

〒 516-1106 三重県伊勢市横輪町 108 T:0596-24-8750 F:0596-39-0232

鹿島 EMC 試験所

オートモーティブ テクノロジーセンター (ATC)

〒 470-0217 愛知県みよし市根浦町1丁目3番19 T:0561-36-6120 F:0561-36-6820



















申請ガイド

2022 年 3月 第 1.6 版発行 株式会社 UL Japan

ul.com/jp

〒 516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383-326

UL の名称、UL のロゴ、UL の認証マークは、UL LLC の商標です。©2022 Qi のロゴは、ワイヤレスパワーコンソーシアムの商標です。 その他のマークの権利は、それぞれのマークの所有者に帰属しています。 本内容は一般的な情報を提供するもので、法的並びに専門的助言を与えることを意図したものではありません。

発行:株式会社UL Japan